

1. 議事日程(第3日目)
(平成16年度安芸高田市決算審査特別委員会)

平成17年12月 5日
午前10時00分開会
於安芸高田市議場

1. 開 会

2. 議 題

(1) 認定第2号 平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について

(2) 認定第3号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について

3. 散 会

2. 出席委員は次のとおりである。(20名)

委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	加 藤 英 伸	委員	小 野 剛 世
委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 ユキミ
委員	熊 高 昌 三	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	杉 原 洋
委員	入 本 和 男	委員	山 本 三 郎
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	渡 辺 義 則
委員	亀 岡 等	委員	藤 井 昌 之

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(14名)

市 長	児 玉 更太郎	助 役	増 本 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
八千代支所長	平 下 和 夫	美土里支所長	立 川 堯 彦

高宮支所長 猪掛智則

甲田支所長 武添吉丸

向原支所長 益田博志

市民部長 広政克行

福祉保健部長 福田美恵子

税務課長 山本数博

人権推進課長 毛利宣生

保健医療課長 川井清登

5. 職務のため出席した事務局の職氏名(2名)

事務局次長 光下正則

書

記 新谷洋子

~~~~~○~~~~~

午前10時00分開会

○渡辺委員長 おはようございます。ただいまから、決算審査特別委員会第3日目を開会いたします。

ただいまの出席委員は20名でございます。加えて、委員外議員、田中議員さんが出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより、本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおり、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について、及び認定第3号、平成16年度国民健康保険特別会計決算の認定についての、2件の審査でございます。

一般会計の決算については、市民部所管の部分について審査いたします。

それでは、まず認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち市民部所管の部分の審査を議題といたします。

市民部長から、概要説明を求めます。

広政市民部長 委員長。

○渡辺委員長 広政市民部長。

広政市民部長 おはようございます。

平成16年度一般会計決算につきまして、市民部所管の各課長から決算説明をいたします。

平成16年度につきましては、3月に6町が合併いたしまして、各町の15年度決算、また合併によります15年度の3月分の予算、また決算、新年度の暫定予算、本予算等の事務を初めとしまして、各町の事務統制調整に時間を費やしたように考えております。

職員につきましては、通常の一般事務の対応の中での執行となりますが、残業の方もふえまして、職員の健康の方も心配をいたしたところでございます。各課長を筆頭に、職員が一丸となりまして、頑張っって乗り切っていただいたように、このように思っております。

市民部といたしましては、主として戸籍、住民、公害、環境衛生等の事務を執行いたします市民生活課、また、主として市民税、法人税、固定資産税等の賦課徴収を執行いたします税務課、基本的人権を尊重し、差別のない、明るい社会づくりを推進します人権推進課の3課での市民の窓口業務で執行してまいったところであります。

それでは、各課長の方から、決算書また主要施策等に基づきまして、ご説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

渡辺委員長 関係課長から、順次、要点の説明を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 失礼します。税務課関係の説明をさせていただきます。

決算書のページで言いましたら、15ページ、16ページの事項別明細書

の方から説明をさせていただきたいと思います。

その前に、16年度の取り組みについて、総括的に説明させていただきまして、その説明に入らせていただきたいと思います。

まず、税務課といたしましたら、歳入の取り組みが中心になりますので、その辺の取り組みの状況を若干、説明させていただきます。

現年度の徴収につきましては、調定等の状況に注意を払いまして、見込み違いのないよう取り組みを進めました。徴収見込や景気回復等の見込みがはっきり、ここだいうものが見込めず、総予算に対しまして、総額で5,000万円強の徴収増となりました。

また、現年分の滞納であります。総額で5,800万円強の発生をさせました。前年度の対比で4.8%増となりました。

続きまして、滞納分の徴収であります。徴収目標を平成14年度中に、6町が滞納を徴収した額を参考にいたしまして、当初予算をいたしました。その額を最低目標として、徴収に取り組みます。

姿勢としては、滞納者に厳しく当たることとしまして、延滞金も厳しく徴収する姿勢で取り組みました。年間の取り組みとしては、滞納者の実態把握に努め、納入確約書の徴集を行い、時効の中断に努めました。悪質なものから差し押さえに取り組みを行いました。

結果として、納入確約書の徴収は195件、差し押さえは20件。徴収額は、目標予算額には少し到達できなかったんですが、その近くまで徴収をいたしました。ただ、固定資産税においては、予算額を上回ることができました。

なお、滞納者の調査及び滞納状況の精査を行いまして、徴収不適なものについて、不納欠損処分をさせていただきます。総額にして、2,033万7,690円、件数にいたしまして512件ほど行わせていただきました。

続きまして、決算書の事項別明細書により詳細のご説明をさせていただきたいと思います。

1款市税の、1項市民税中、1目の個人市民税についてであります。現年分の最終予算額8億6,300万円、調定額8億9,033万5,760円、収入額8億7,681万7,846円、収入未済額1,361万617円、未還付額9万2,703円、収納率にして98.47%であります。

続きまして、滞納繰越分ですが、最終予算額745万円、調定額4,034万7,421円、収入額660万1,174円、不納欠損額559万8,933円、件数にして214件です。収入未済額2,814万7,314円、収納率16.36%です。

続きまして、法人市民税の現年分につきましては、最終予算額2億7,720万円、調定額3億405万8,700円、収入額3億316万7,400円、収入未済額94万1,300円、未還付額5万円、収納率99.69%であります。

滞納繰越分につきましては、最終予算額113万5,000円、調定額379万4,815円、収入額85万9,700円、不納欠損額33万円、件数は5件です。収入未済額260万5,115円、収納率22.65%です。

固定資産税ですが、現年分、最終予算額17億5,380万円、調定額18億

1,034万2,200円。収入額17億6,810万5,585円、収入未済額4,223万6,615円。収納率は97.66%です。

滞納繰越分は、最終予算額2,224万円、調定額1億1,047万6,696円、収入額2,501万1,404円、不納欠損額1,415万6,597円、件数にして215件です。収入未済額7,130万8,695円、収納率は22.6%です。

続きまして、国有資産等所在市町村交付金について、最終予算額2,169万6,000円、調定額2,169万6,800円、収入額2,169万6,800円、収納率は100%です。

次に、軽自動車税です。現年度分、最終予算額8,650万円、調定額8,690万4,700円、収入額8,531万3,000円、収入未済額159万1,700円の収納率98.16%です。滞納分ですが、最終予算額91万円、調定額325万2,860円、収入額89万6,850円、不納欠損額25万2,160円、件数にして78件です。収入未済額210万3,850円、収納率27.57%です。

次に、市町村たばこ税ですが、現年分、最終予算額1億9,100万円、調定額が1億8,817万546円、収入額1億8,817万546円、収納率は100%です。

次に、入湯税ですが、現年分、最終予算額2,900万円、調定額3,019万3,650円、収入額3,019万3,650円です。収納率は100%です。

次に、25、26ページをごらんください。

2項の手数料、1目の総務手数料、2節徴税手数料ですが、証明手数料等であります。最終予算額210万円、調定額266万3,230円、収入額266万3,580円、未還付350円です。

37、38ページをごらんください。

備考欄中、上段の方になるんですが、15款の県支出金、2項の県補助金、1目の総務費県補助金、1節の総務費補助金というところになるんですが、自然保護協力奨励金、調定額が20万5,580円、収入額20万5,580円であります。

次に、47、48をごらんください。

15款の県支出金、3項の委託金、1目の総務費委託金、2節の徴税費委託金になりますが、これは、個人県民税徴収取扱費交付金であります。最終予算額2,950万円、調定額2,959万208円、収入額2,959万208円であります。

次に、55、56ページをごらんください。

20款の諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目の延滞金になります。最終予算額150万円、調定額169万1,665円、収入額169万1,665円であります。

次のページ、59、60をごらんください。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節雑入中、備考欄に税務課関係雑入というのがあろうと思いますが、主にコピー代を徴収しておりますので、それです。調定額15万4,700円、収入額15万4,700円。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

ページ75、76をごらんください。

ここは、2款総務費、1項総務管理費、10目諸費、23節の償還金利息及び割引料であります。主なものは、市税還付金であります。最終予算額1,100万円、支出済額872万2,039円。法人税の還付金等が主になります。

次に、ページ77、78をごらんください。

2款総務費、2項徴税費、1目の税務総務費であります。最終予算額1億4,771万8,000円、支出済額1億4,721万6,060円。主なものは、職員人件費でありまして、そのほか申告の受付事務を行うときに、臨時職員の人を雇いますが、それらの賃金が468万7,500円であります。

ページ79、80をごらんください。

2款の総務費、2項の徴税費、2目の賦課徴収費であります。最終予算額5,232万3,000円、支出済額4,900万1,988円。主なものは、8番の報償費の1,599万4,085円であります。内訳は、前納奨励金901万8,085円。納税組合の報償金697万6,000円であります。

続いて、13の委託料の2,996万945円ではありますが、主なものは、固定資産税の異動の修正業務、固定資産税の18年度の評価がえに向けた鑑定評価業務で、市民税関係の申告に伴って、会社から給報がきますが、それらのデータの作成業務の委託料であります。

以上で、税務課関係の説明を終わります。

渡辺委員長  
佐々木市民生活課

引き続き、佐々木市民生活課長。

おはようございます。市民部市民生活課の16年度の説明をします。

16年度におきましては、先ほど、部長の方から説明がございましたように、合併の年月ということで、16年度につきましては、戸籍住民係につきましては、旧町時代の継続性というものをやっております。また、本所、支所におきましても、環境衛生の方では、ごみの資源化とリサイクルというものに重点を置いた対策をしておいたと思います。

16年度決算につきましては、歳入歳出決算書によりまして説明させていただきます。

まず、歳入ですが、23ページから24ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料でございます。保健衛生使用料の中の備考に書いてありますが、火葬場の使用料が1,343万7,500円でございます。調定額が以上の金額で、収入未済額も1,343万7,500円であります。内訳としましては、蓬萊苑576万5,000円。光台苑、これは美土里、高宮でございますが、325万6,000円。甲田火葬場191万8,000円。向原支所にあります流雲閣249万8,000円が内訳でございます。

次に、25、26ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料のうち、臨時ナンバー手数料、調定額31万6,500円、収入済額31万

6,500円、422件であります。

次に、3節、その下の方でございますが、戸籍住民基本台帳手数料でございます。戸籍、それから住民票、印鑑証明、その他手数料合計、調定額2,479万7,000円、収入済額2,479万7,000円です。各手数料につきましては、備考に記載してあるとおりでございます。

その下の2目衛生手数料、1節保健衛生手数料のうち、狂犬病予防事務手数料といたしまして調定額207万2,690円、収入済額207万2,690円です。

次に、33ページをお願いいたします。33ページ、34ページでございます。

14款国庫支出金、3項委託金、1目総務委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金（外国人登録事務費委託金）ですが、調定額は90万3,000円、収入済額90万3,000円です。

次に、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、これは国民年金事務委託金でございます。調定額746万2,418円、収入済額が746万2,418円です。

次に、59ページをお願いいたします。59、60ページでございますが、20款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節雑入のうち、市民生活課関係雑収入済額1万8,650円でございます。これはコピー代でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

79ページをお願いいたします。79、80ページでございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費ですが、一般職員人件費を除いて説明させていただきます。

戸籍住民基本台帳費支出済額1,076万3,114円でございます。支出の大きなものとしまして、7節賃金138万9,000円、これは臨時職員1名分でございます。需用費466万5,319円、事務用消耗品でございます。使用料及び賃借料199万4,265円、事務機器の賃借料でございます。

次に、89ページをお願いいたします。89、90ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金事務費です。支出済額37万1,510円です。主なものとしましては、国民年金事務に関する事務費でございます。

続いて、101ページをお願いいたします。101ページから102ページにかけてでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費のうち、環境衛生総務管理費ですが、支出済額1,981万5,091円。支出のうち、主なものは委託料でございます。これは、河川水質検査67カ所を行い、各支所別に通知広報を行っております。それと、19節負担金補助交付金でございますが、家庭用生ごみ処理機購入補助とリサイクル推進補助が主なものでございます。その内訳の明細といたしましては、別途ございます平成16年度主要施策の成果に関する説明書というものをお配りしておりますが、そのうちの64ページから65ページに記載しておりますので、参考をよろしく

お願いいたします。

続きまして、103ページ、104ページのところでございますが、火葬場費、9目、一番下でございますが、9目火葬場費でございます。市内4カ所の火葬場の管理費でございます。総額3,135万7,529円でございます。蓬萊苑、光台苑、甲田火葬場、流雲閣と分けさせていただいております。主なものの支出としましては、火葬技術者等の業務委託料でございます。

続きまして、最後でございますが、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、支出済額3億1,850万718円、芸北広域環境施設組合に対する負担金でございます。

以上で、市民生活課の説明を終わらせていただきます。

渡辺委員長  
毛利人権推進課長

引き続き、毛利人権推進課長。

それでは、平成16年度の人権推進課の決算について、説明させていただきます。

主な事業といたしましては、人権啓発事業といたしまして、本庁として全市民を対象とした人権啓発並びに支所5館の人権会館を中心とした人権推進の啓発を実施しております。人輝く安芸高田の将来像にふさわしいひとづくりを目指して、市政の各般に、法もとの平等とか、あるいは命の大切さ、そうした人権意識の、人権尊重の理念が普及、定着するように、普遍的な視点で事業を実施しております。

講演会であったり、あるいはまたコンサートであったり、そういうものを中心に、人権啓発を実施しております。

それから、続いて、女性対策といたしまして、男女共同参画プランの策定ということで、16年度は初年度に当たりまして、組織の立ち上げ、あるいはまた、市民の男女共同参画にかかわる意識調査等々を実施いたしまして、懇話会も立ち上げまして、会議を重ねたところでございます。

今年度17年度になってからは、提言書の提出もいただいているところでございます。

それから、人権会館の運営でございますけれども、各種相談業務を初め、啓発事業に努めておりますし、また、人権相談員を中心とした生活相談とか、教育相談を中心とした相談、各種、総合的な相談業務を実施しているところでございます。

それから、もう1つには、貸付金の償還義務でございますけれども、住宅新築資金等貸付事業におきましては、昨年の3月合併以来、8月ぐらいまで6町分の滞納状況の把握に努め、滞納が長期にわたっているもの、あるいは短期なもの、7区分に分類をいたしまして、その分類に基づいて督促状の送付とか、あるいはまた、個別訪問等々実施いたしまして、償還に努めているところでございます。

住宅新築資金並びに結婚支度資金、それから世帯構成資金、3部門の総額の調定額でございますけれども、3億9,807万3,531円に対し、収入済額は6,650万2,000円、滞納額が3億3,157万584円でございます。詳細

については、また歳入歳出の決算書でご説明申し上げます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入歳出の説明をさせていただきます。

まず、23ページをお開きください。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料、2目の民生費使用料、1節の社会福祉施設使用料は、予算現額3万2,000円に対しまして、調定額8万3,670円、収入済額8万3,670円、そのうち人権会館の使用料が5万2,220円でございます。

続いて、37ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉市補助金、予算現額2億3,659万9,000円、調定額2億2,671万2,321円、収入済額2億2,671万2,321円。そのうち、隣保館運営費等の補助金3,095万6,000円でございます。

それから、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金732万4,000円でございます。それから、住宅新築資金等貸付助成事業償還推進助成補助金99万9,000円でございます。

それから、40ページをお開きください。

中段よりちょっと下に、地域人権啓発活動活性化事業補助金、法務省からでございますけれども、119万8,000円でございます。

それから、続いて55ページをお開きください。

55ページ、56ページでございます。20款の諸収入、3項貸付金元利収入、2目住宅新築資金等貸付元利収入、予算現額6,250万2,000円に対し、調定額3億9,305万974円、収入済額6,547万8,069円でございます。

1節の住宅新築資金貸付金現年度分元利収入、予算現額2,576万3,000円に対し、調定額5,114万6,177円、収入済額が2,768万1,268円でございます。

それから、続いて2節住宅新築資金貸付金滞納繰越分の元利収入、予算現額3,170万円、調定額3億3,686万5,613円です。収入済額3,275万7,617円でございます。それから、3節の住宅新築資金貸付金繰上償還金、予算現額503万9,000円、調定額503万9,184円、収入済額、同額の503万9,184円でございます。

1ページめくっていただきまして、57ページ、58ページでございますが、7目の結婚支度資金貸付金元利収入、予算現額94万8,000円、調定額491万2,157円、収入済額102万4,878円でございます。1節の結婚支度資金貸付金、現年度分元利収入、予算現額33万2,000円、調定額47万5,665円、収入済額37万8,124円でございます。2節の結婚支度資金貸付金、滞納繰越分元利収入予算現額61万6,000円、調定額443万6,492円、収入済額64万6,754円でございます。

それから、8目の世帯更生資金貸付金元利収入、予算現額8万2,000円、調定額11万400円、収入済額はありませぬ、ゼロです。

1節世帯更生資金貸付金、現年度元利収入、予算現額5万5,000円、

調定額 5 万 5,200 円、収入済額ゼロでございます。2 節の世帯更生資金貸付金、滞納分元利収入、予算現額 2 万 7,000 円、調定額 5 万 5,200 円、収入済額はゼロです。

それから、59 ページ、お開きください。59 ページ、60 ページの雑入でございます。

4 目の雑入、3 節の雑入、予算現額 22 万 1,070 万 7,000 円、調定額 2 億 4,781 万 268 円、収入済額 2 億 4,667 万 8,464 円のうち、人権課関係ということで、雑入 1 万 1,520 円、公衆電話等の使用料でございます。

それでは、続いて歳出の方をご説明申し上げます。89 ページをお開きください。

89 ページ、90 ページ、3 款の民生費、2 項の社会福祉費、7 目の人権推進費、当初予算 5,533 万 9,000 円、補正、流用等を行いまして、予算現額が 4,739 万 8,000 円、支出済額は 4,459 万 3,383 円でございます。

続いて、8 目の隣保館費、当初予算 8,918 万 2,000 円、同じく補正並びに補正流用といたしまして、予算現額 8,275 万 3,000 円、支出済額は 7,996 万 6,860 円でございます。

人権推進課の主要施策の成果に関する説明書につきましては、32 ページの人権啓発、男女共同参画のプラン策定、それから人権会館の運営費等につきまして、記載しております。ご一読くださいませ。

以上で、人権推進課関係の決算にかかわる説明を終わらせていただきます。

渡辺委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田委員。

岡田委員 これも、去年の決算ですから、前年度の各 6 町の事業をそのままいうか、なんぼかは精査されて、大体が、その 6 町のものを予算化して執行されたのが、この 16 年度の決算というふうになっとるわけですが、問題は、皆、大事なことなんですが、この 16 年度の予算を決める際に、大きな問題が一つあったわけですよ。予算額は小さくても、各町のものを、実績に基づいて当初予算に組んだといいながら、同和問題に関する予算はそうでなかったということが、予算特別委員会の中で明らかになったことがあったと思うんですよ。

そこで、そうは言っても、通った予算ですから、執行されて決算になっとるわけですから。

事業報告の趣旨説明の中に、37 ページですが、人権推進委員会にかかわる事業で、今、説明されましたけれども、活字になっとる部分で、説明には出てこんのですね。

下から 3 の場合の人権会館運営事業の中に、基本的人権尊重の精神に基づき、人権会館において生活上の各種相談を初めと、云々ずっとありまして、同和問題を初め、あらゆる人権を守る啓発活動を行い、人権問

題の速やかな解決を図ると、こういうように成果の中にうたってあるわけですよ。それに基づいて活動されとすることは、これまでも私、一般質問でやりましたけれども、私が市長との見解が違うということは、人権推進課が、法律ができましたから、行政の責務じゃという形でこういう文言が入るわけですよ。ところが、人権啓発推進法というのは、同和問題を初めというぐぐりには全くないと。私も今まで、市長との見解は違うと言っとるのはそこなんです、確かに人権問題は、国や行政の責務ですよ。推進法がうたっとるんですから。

ところが、同和問題の初めというのは、安芸高田市しかないんじゃないかと思うんです。その点を市長にお伺いいたします。

渡辺委員長 市長。

児玉市長 この人権問題というのは、非常に幅広い解釈ができるわけでございまして、いろいろな分野が入っている。その中に同和問題も入っていると、このように解釈をしておるわけでございます。

渡辺委員長 岡田委員。

岡田委員 見解が違うから、そのような答えになるわけですが、同和問題の解決のためには、ソフト面とハード面は、ご存じのとおり、昭和44年に同和対策特別措置法ができて、随時、まだ残っておるところがあるからということで、時限立法で2002年ですか、その当時まで続けられたことはご承知のとおりです。

ところが、そのハード面においては、随分、成果があらわれて、いよいよ、根本的な解決はどういうことになるかと。ソフトの面では、まだ人権問題に入ると、同和問題が含まれて人件問題。差別そのものは、人種差別、老人差別、それから子供の今、いろんな虐待の問題もあります。差別そのものは、人権にかかわることですが、同和問題だけを初めとして、同和も差別に入ると。これは、日本の特有の、歴史的な背景があるから、水平社以来、戦前からこの問題を解決に、政府を初め、国民も今日の特別措置法まではやってきたわけです。

どういうところで、それじゃあ、ソフト面のそれが解決できるかと言うと、これは普通一般の世間での同和問題をということ言うこと自体が、もし私がそれを言うことに対して、まだそういうことを言うのかと。社会一般から、言葉が、あのことを、まだそんなことを言うんかというような状況がないようになることによって、初めて、最終的に解決と。ですから、行政の責任じゃないと思うんです、私は。政府やら。

行政が、国やら地方自治体がやる責任は、条件的な整備を、いろんな方面で行うことが責任であって、こういう文言を、行政が同和問題を初め、あらゆる人権差別啓発運動と。同和問題を初めというぐぐり、文句を入れると、今まで法律があった時代と変わらんですよ。同和特別措置法以来、地対法ができて、その後、なくなるまでも、常に行政はこういう言葉を入れとったわけです。

ですから、私が質問したように、他の市町村でこういうぐぐり、文句

があることがありますか。私は、調べたところ、いろいろ聞いたところ、ないんですよ。

ですから、依然として、その問題は行政の責務というところの位置づけが違うんじゃないですか。どうなんですか。

渡辺委員長

児玉市長。

児玉市長

この同和問題の取り扱いについては、合併の基本協定の中の53項目あるわけですが、その1項目の中に、同和問題についての取り扱いを書いております。

その中には、同和問題については、法に基づいて、一般施策に移行すると、こういうことをはっきり、合併の協定書の中に書いておるわけですが、それを基本にして、現在の同和問題是对応しておるということでごさいます。それを基本にして、現在の同和問題是对応しておるということでごさいます。同和問題を前面に出した施策というよりか、人権問題の中の同和問題は1つの施策であるというように考えて、これは人権を守るというのは、これは法で定められております施策でございまして、当然、これはやらにゃいけんということで。

同和問題を前面に出すか出さないかという、今、ご質問でございしますが、我々は、人権の中の同和問題は1つの施策であると、このように、それは男女共同参画の問題とか、いろいろ、それは人権に関する問題はあるわけですが、その中の1つとして、同和問題をとらえておるというように、我々は今後、今まで考えてやってきておるところでございまして。

渡辺委員長

岡田委員、質問内容を簡潔に、ひとつよろしくお願いします。

岡田委員

簡潔に、簡単に言えいっても、通じる問題じゃないけえ、そうはいかんのじゃが。

なぜ、私がこの問題にお尋ねするかと言いますと、やはり、これまでの同和対策事業が、6町が合併して、その以前にも、甲田町にも、確かにそういう事業に取り組んでまいりましたし、各町とも行われておったと思うんですが、その中の、完成がなきに、やはり6町が合併して、その中でもまだ総括がされてないから、こういう16年度の予算になり、決算になったんだ。それで、合併協定書には、確かにそういうことを、一般対策に移行して解決を図るとうたっております。

自治体によっては、いろいろ、進みぐあいもいろいろあるでしょう。ですが、結局のところ、これまでの団体で言いますと、同和会とか、全解連とか、部落解放同盟という大きな団体が全国的にも3つあったわけですが、ところによっては、もう既に、法があるときでも、同和対策事業は、もう既に一般対策に移行して、すべて宣言をしたという調査もありましたように、市長もご存じだと思いますが、要は、行政がそれまでの同和対策事業を、一応、法があろうがなかろうが、その時代は、その町でどういう方向にするかということを経営されて、一歩前に進んでおられるわけですね。

ですから、私らもこういう運動に携わってまいりましたけれども、解

放同盟の運動団体と全解連の運動というのは、市長もよくご存じだと思いますが、全国的には、いろいろな事件を、解放同盟の団体は起こしております。それで、全解連ともいろんな訴訟もありましたけれども、すべて全解連の方の、訴えたのは、どちらかとは全部は知りませんが、裁判闘争では全解連の方が勝利しております。

というのは、今までのように、行政が、ハード面のときには、責任といますか、予算上の執行ですからそういう面がありますけれども、ソフト面では、条件整備をすることが、すべて行政の仕事であって、いよいよのところは、先ほども私が言いましたように、国民的に、お互いがその問題を論じるような時代でないような、これを言ったらおかしい時代だという状況がつけられる。つまり、専門用語のようになりますけれども、国民の融合いうことを求めとるんだと思います。

ですから、先ほど、市長が、これは活字になつるのは、それを前面に出すんでなくして、あらゆる人権の問題を啓発する中で、1つは含まれておるんだという位置づけのように、私はとったわけですが。

ちょっと、ニュアンスが今までとは違ったように感じとったわけですが、そういう路線が続けられて、最終的には、この条件整備というところに落ち着くんなら、私もそのように理解しますけれども、依然として同じような方針でやられるのであったら、私は推進法の理解が間違っているんだと思いますが、再度お尋ねいたします。

渡辺委員長 児玉市長。

児玉市長 先ほども申し上げましたように、合併基本協定書の中に、一般施策に移行するという国の法に従って、そういう基本線に従って、今後の市の施策をやっていくと、こういうことでございますので。もちろん、今まで、同和施策としてやってきたハードの面の事業というのは、もうできないと。法の上でできなくなっておりますし、補助事業もなくなると、こういうことでございますので、今後は、広い意味の人権問題ととらえて、ソフトの面での人権啓発を図っていくということが、施策の主なものになっていこうと、このように考えております。

渡辺委員長 岡田委員、よろしいですか。

岡田委員。

岡田委員 いいことはないんですが、この問題ばっかしを論じてもいいけませんので、一応、ここで中断しておきます。

渡辺委員長 この際、この時計で11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長 再開いたします。

質疑はございませんか。

山本委員。

山本委員 主要施策の成果に関する説明書の37ページで、先ほど、人権に係わる質問がありましたが、私も人権会館の運営事業の中で、相談事業をやっておられます。参考のために、この人権の問題を、どこまで市民が考え、そして人権を損害しないようなものになっているかということで、もし、データがわかりましたら、各町で何件ぐらい、人権の相談をされておるのか。

そして、この中にも、人権問題を速やかに解決を図るという文言もありますが、やはり、この人権というものは、非常に解決しにくい問題も多くあろうかと思えます。そうした中で、未解決のまんま、あるいはこの解決のために、一生懸命、相談員の方も努力されておりますが、いまだに解決ができない、非常に大きな問題というものもあると思えますが、あれば、その中身まで聞くのも、人権に係わることでございますので、件数程度を、もしわかりましたら教えていただきたいと思えます。

渡辺委員長 毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 お尋ねの相談事業の件でございますけれども、各人権会館とも、総合相談というような形で、市民の方の相談業務に当たっております。

それで、吉田の人権会館においては、16年度実績として170件、それから八千代の人権福祉センターにおきましては73件、高宮町の人権会館では、209件、甲田人権会館では639件、美土里教育集会所におきましては188件、全体で1,279件でございます。

それで、一応、相談事業の区分ですけれども、一番多いのが生活相談の453件。それから、続いて教育相談の2件、それから健康相談の3件ということで、生活相談においては、やっぱり経済的な生活上の年金問題とか、老後のことについての問題が主でございます。

教育に関しては、進路に係わる相談。健康につきましても、やっぱり高齢化になっているということで、老後における健康づくり等とのご質問でございます。

それで、課題となっていることがあるかということでございますけれども、人権会館の方からの報告では、そんなに大きな問題として、残っているというような問題は聞いておりません。

渡辺委員長 山本委員。

山本委員 やはり、まだ件数を聞きますと、前年度当たりがどうかということは、合併以前のことでわからんと思えますけれども、かなりの、いろいろ相談があるというのがわかりました。ぜひ、相談員の方の努力も、一層あれでしょうけれども、やはりまた、相談に行かれた方で、入るまで、いろいろ、ちょうど相談員が交代制でやっておられるいうのもあるんではなからうと思えますが、そこらで相談しにくい方とかいうのもあるんかと思えますが、そこらも十分、担当課として、市民の声を反映して、頑張ってくださいようお願いして、質問を終わります。

渡辺委員長 答弁は。

山本委員 答弁、今の、答える部分がありましたら、答弁を。

渡辺委員長 毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 お答えします。

総合相談ということでもありますから、人権相談員を中心に、各会館では、相談に当たってますけれども、民生委員さんであったり、行政相談員さんであったり、さまざまな、各行政の委員さんとともに、相談業務に当たっているということでございます。

また、旧町の地域でない方が、他町へ行ってから、自分のところの課題というのはなかなか出しにくいということで、八千代の方が吉田へ来られるとか、甲田の方が吉田へ来られるというような状況もあります。

以上でございます。

渡辺委員長 ほかにありませんか。

松村委員。

松村委員 主要施策の方の65ページ、資源ごみの回収実績について、表で示していただいておりますが、今、まさにごみの問題というのは、大きな、宇宙を通しての大きな社会問題でもございますし、この資源ごみ、循環型社会を考えると、何はともあれ、やっぱり分別ということが基本にくるのではないかと思います。そうした中で、回収実績、回収団体とか、それから団体の内訳も示していただくわけですが、やはりこのことは、とりわけまた、子どもたちにも環境学習を学びながら、今後の地域社会を考えていかなければならない大きな問題なんです。回収団体の中に、学校、PTAの団体とか、それから、子ども会とかいうふうにも示してあります。いずれにしても、人口の大差もございまして、いろいろとあるかと思いますが、町によって、旧町によって、そこらの回収しとる実態が、かなりばらつきというか、増減がございまして、そこらを今後、どのようにこの表を見ながら取り組むお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

渡辺委員長 佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 ただいまの回収団体がばらばらで、それを将来、どう考えていくかというご説明だったと思っております。

基本的に、今、各旧町ですね、旧町の中で進められているというのが、まず合併前からの経緯もありますが、ある町の中におきましては、1つの団体が主でもってされているということもございまして。

それから、合併しまして、今までなかったところで、進み始めたところにつきましては、いろんな振興会とか、行政団体でそういう活動をされて、対応されてこられたというところがございまして。

やっぱり、合併までの、今までにずっと取り組まれたその流れというもの、やはり大切にしていかなければならないんではなからうかと思っております。そして、それをまた進めていく上におきまして、やはり広報等を中心とした宣伝で、それで対応をさせて採用していけばと思っておりますので、この団体がこれでなければならぬよということは、まずそんなに決めない方がいいんじゃないかというふうな気がいたします。

資源化を進めるということは、ある人とお話をしたんですが、リサイクルもあるんですが、やはり出すごみというものがほんまに要らない物なのかと。これは資源じゃないかというのが、まず最初の出発点じゃないかと思います。その出発点があって、今度はそれを再利用したり、それからリサイクルの方に持っていったり、それはそのリサイクルの中で、いろいろな種類を、どういうふうにやっていくかというのが、今からは、もう一度掘り起こして、その自分たちが出している物が本当にごみなのか、これは資源じゃないかと。この資源をいかに、要するにもったいないですね、という意識と相まって、その施策を、このリサイクルといますが、資源につきましての施策というのは進めていかせていただければと、今は思っております。

以上でございます。

渡辺委員長

松村委員。

松村委員

やはり、先ほども言いましたように、まず分別すると。資源ごみと、それから焼却する分とを分けていくという基本理念、それはやはり、身近なところで、身近なああいう団体とか、それには女性会とか老人会とか、子ども会とか、そういうものが、日々の生活の中で、やはり声を掛け合いながら、何か分別へ進めていくような身近な団体が、やはり常にそういうことを、活動をやっていただくことが、まず分別への意識の高揚になるんじゃないかと思ひまして、ぜひそこらへ今後、力を入れていただきたいと思ひます。

以上でございます。

渡辺委員長

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

先ほど言われたように、議員が言われたように、団体の中で活動するというのも、やはり地域づくりというのも入ってくると思ひます。

議員言われるとおり、そのお考えを大切にしながら、私どもの方も対応してまいりたいと思ひしております。

以上です。

渡辺委員長

金行委員。

金行委員

今の松村議員と同感です。このごみの問題に、将来にとって非常に課題になると思ひます。

やっぱり、子どもたち、老人会、いろいろ団体いらっしゃいますが、この助成金についてですが、キロ4円、これは吉田の方式の方で、非常に喜ばしいことで、この助成金があるから多いんではないんですけども、皆さんがやっておられれば、何かの足しで、何かを前向きに、また環境に対しても使っておられると私、聞くんですが、この4円という根拠と、その4円が5円にならないのかという考えはないのかというの、ちょっと2点お聞きしたいと思ひます。

渡辺委員長

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

この補助金のキロ当たりの単価につきましては、合併協の事務上の協議の中で決められたと思ひます。

当初、やっていらっしやったのが、数町、2つか3つの町だったと思います。やってあるところとやってないところで、そのすり合わせをされております。

その中で、実際、以前は5円のところがありましたり、いろんなところがありまして、それで新市発足のときに、これが4円となったというのを聞いております。

今、ずっと進めて、この1年、約8カ月、9カ月の中で、16年度、それから17年度におきましては、この事業が非常に伸びております。18年度におきましても、これは伸びていくと予想はしております。ということで、基本的に、もっとそれを推進するという形で、その単価のアップ、また単価の減というのは考えられると思いますが、ある程度、なっばっかりでございます。知っておられるように、財政というものが絡まってまいります。というところで、今のところは、18年度におきましても17年度におきましても、16年度の単価の、キロ当たり4円というのを踏襲させていただきたい。その中で、例えば、いろんな、まだまだ団体が増えてまいると思います。その中で、例えばどういう目的で使われておるとか、それがいかにいうのを、やはり私どもは出す限りにおいては、ある程度、アンケートと申しましょうか、それによりまして、団体というのがどういうふうに寄与されているのかというのを調べまして、それをまた分析させていただければなと思っております。

それを、今度は、これをまた原資にいたしまして、どう展開していくかというのが1つ、私は腹案を持っておるんですが。

今、議員さんの言われたように、早急にこの単価を上げるということにつきましても、今度は需要がかなり認められます。物によっては、90万から100万ぐらいの予測はしているんですが、そういうところありますので、全体的な予算を勘案しながら、財政の方と協議しながら、それが可能かどうかということになろうと思えます。

以上でございます。

渡辺委員長  
金行委員

金行委員。

今、課長の前向きな答弁ですが、こういう16年の予算書の中でも、非常にこういう結果が出て、今からも伸びているということが、将来を見て、すごく前向きに、我が市が前向きに進んどうる思うんですね、環境に対して。

そういうことを踏まえての、今の答弁でございましたので、答弁要りませんが、前向きに考えていただきたいと。で、安芸高田市を美しくするように考えていただきたいと存じます。

終わります。

渡辺委員長  
加藤委員

加藤委員。

未収金のことについて、ちょっとお伺いいたします。

昨年度の一般、特別会計における滞納金、未収金なんですが、これが6億8,100万余りあることになっております。

それと同時に、やはり一般と特別の合計ですが、不納欠損金、ほとんどこれは時効によるもののございですが、5,300万余りあることになっております。この時効の金額なんです、この5,300万余りある中で、前年度に比べて5,200万ぐらい増加しているということになっておりますが、これは、恐らく旧町時代に手をつけなかったものを、昨年度、まとめてやられたんじゃないかと思うんですが、もしそれがそうでなかったら、またその説明をしていただきたいと思えます。

それと、予測として、時効として取り扱わにゃならんようなものは、1年にどれぐらいあるのか、もしわかればお聞かせ願いたいと思えます。

いずれにしましても、未収、繰越、未収繰越をやっておれば、時効になってもらわれないという結果になるわけなんです、昨年からは助役さんをトップに、組織的に滞納金を減らしていこうと、撲滅していこうということでご努力をされておりますけれども、これまでやってこられた中で、一番問題になるのはどこなのか。また、どこをどういうふうに改善していけば、滞納金が少なくなっていくのかというようなことも、いろいろわかってきておられると思えますので、実際、やってこられた中での感想でもお聞かせ願えればと思えます。

渡辺委員長

山本税務課長。

山本税務課長

昨年度、欠損を行った中身について、今まで欠損金をすべきだったものが含まれているのかというご質問だったと思えますが、合併、15年度になります、合併年度で各町やられてこられた部分があるんですが、その合併の混乱によりまして、約3,000万ぐらい、時間がないということで整理されずに持ち込まれたものがありました。

ふだん、欠損金、3月にやるんですが、そういうような状況があったというふうに思っております。

これからどのくらい出るのかということが言われたんですが、執行停止いうのをやっております。生活困窮、破産になったとか、倒産されたとか、生活保護になられたらどうかなというような人が、それだけはこらえてくれというような状況がありまして、どうも払える状況にないような方がおられます。

そういうような人なんかを執行停止にして、3年間状況を見るんですが、その間に時効を迎える年度のものが出てきます。それらが大体、試算をしてみますと、3,000万近く出てくるようになります。

これは、国保税も含めての話なんで、そのくらいは出るように、精査の中で見ております。

これまでやった問題点ということと言われたと思いますが、昨年の経験の中なんです、先ほど、報告の中で5,800万円余り滞納を発生させたと言いましたが、現年を課税しまして、その未収金が5,800万円余り出てまいりました。滞納を集めても、現年分がそれに加わるというような状況を報告させてもらったつもりなんです、昨年度、課税の方で6町合併の経理の中で、同じ税金を集めよったんですが、それぞれ書類の

つくり方で、賦課の詳細にわたっては、それぞれが違っております。そういうようなところで、6町の職員が集まりまして、自分がやったとこの経験でもって仕事をしていくというのがありまして、それじゃあいけんと。市になったので、1つの賦課の仕方、統一してやらにゃいけんということで、課税をする方に手がとられまして、現年の徴収が、十分、できにくかったというのがあります。

滞納の方は、収納係が4名おりまして、滞納分については、収納係の方で精査しながら、個別交渉をしながら、徴収をやってまいりました。

そういう意味では、現年度の滞納をいかに減らすかということが大きな課題になるんですが、経験的に、とにかく現年度の滞納納付期限がおくれておるものについては、面接をすることが一番重要なんです。そうすりゃ、顔を見りゃ、いろんな問題がありまして、その中で支払いを即していくいうことができてるんですが、ちょっとその辺が、なかなか十分に、今のところできんというのが現実であるんです。

理由は、今の統合、6町の統合した課税の事務の統一というので、随分、苦慮しておりますので。

そればかり言うちゃあおれませんで、早くそこんこ統一して、平常時、旧町時代のような平常時に戻して、早く現年度の徴収の回収に当たるような体制で臨みたいというふうに考えてます。

以上であります。

渡辺委員長  
加藤委員

加藤委員。

16年度は合併のゴタゴタもあって、なかなかうまくいかなかったことのようなのですが、それはそれといたしまして、17年度はそういうこともなくなったと思いますので、17年度の成果については、十分に期待しておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

渡辺委員長  
川角委員

川角委員。

関連なんですけど、この欠損金の処理なり、それから未収金の回収というのは、非常に大変なことであるというのは、十分認識をいたしております。

その中で、合併と同時に、今まで整理つかなかったものは、一応、時効きたものについては処理したんだよというのが4,700万ぐらいというように理解するわけですが、このことが、やはり公平性の問題から、普通の企業なり、あるいは団体等では、時効中断ができなくて、時効になったとか、あるいはそのほかの関係で、どうしても、ちょっととれないという場合には、簿外管理というふうなことで、一応、制度的にはこのようになるんですが、まだその本人に対しては、その請求権、そこらでやっていくんよというのがあろうかというふうに思うんですが、市としての考えは、一応、時効で落としたものは、一切、その人へは縁が切れたよというようになってくると、非常にそこまで努力して払うものと、そしてそれにかかった、時効にかかった人の公平性が非常に欠けてくる

んじゃないかというふうに思うんですが、そこらの取り扱いについて、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

渡辺委員長 山本税務課長。

山本税務課長 税法上は、民法上の債権と違いまして、一応、時効が来たものを、まだあんた、あるけえいうて請求したり、納めるいうて来たのを、はいいうてもらいうことが、一応、できんです。

じゃあ、あなたの分は時効になったけえのうというような通知をしよるか、言うたりしよるかということについちゃあ、全くそういうことは言うておりませんし、しておりませんので。

一応、ここではやるいうことで精査してもらうんですけど、本人へはそういうことは全く言わんようにしてやっております。

以上であります。

渡辺委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

入本委員。

入本委員 主要施策の成果表に関する説明書の中で、62ページをお願いしたいんですが、公害という中で、非常に、ここで調査をされたり、対策しとるんですが、この中で、水に対しても、予算的に1回目と2回目が違うのが、どのような、調査項目の内容が違ったりして。それと、調査に対する成果をして、17年度に実施されていることがあるのかと。項目の中で、大腸菌はほとんど基準に達してないと。これに対応されていることがあるのか。それから、今の公害駆除処理、そこらも、その他の不法投棄なんかは62とあるんですが、62名ではないと思うんですね。62カ所かもしれませんが、ここらで不法投棄者が発見できたものがあるのか、それとも、この中で監視体制を強めていくというんですが、どの程度、監視体制を、16年度の決算に反省して、17年度に向けてやっておられるのかという、ここの、もう少し内容について詳しく説明していただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

渡辺委員長 佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 まず、最初の調査の1回目と2回目の、ちょっと金額が違うということがございます。

これは、当町の、各上の表を見ていただければわかるように、年2回とか年4回とか、いろいろございまして、例えば、それが5月、それとか4月の検査を実施するというのがございました。

これは、16年度当初、暫定予算でやったときの金額と、それから16年度予算が新規可決されてから一括発注した金額でございます。ですから、年間を通して、この回数をやっておりますが、暫定予算と今の本予算の関係で、2回に分けて発注させていただいたというのがこの2つで出るということをご理解いただきたいと思っております。

それから、それによりまして、17年度はどうしていったんかということにつきまして、実は、その結果をもちまして、環境衛生の担当者会議におきまして、実際の河川の系図うんぬんかんぬんを考へて、もうちょっと、今までは各町の中で考へていましたから、今度は6町の中の水系の中で、どういうふうに水質調査をすれば効率的であるかというのを考へさせていただきまして、それと回数的にどうなのかというのも考へさせていただきました。

その17年度におきましては、これがある程度、回数調整をさせていただきまして、検査の項目も今までバラバラだったのを、特定の対策のための箇所以外につきましては、同じ件数の調査をして、その水系について、どういうふうな推移がしていくんだろうかというような方策をもって、17年度につきましては、河川水質調査については対応させていただいております。

それから、不法投棄につきましてですが、この不法投棄、これは63件ということでご理解いただきたいと思いますが、それがあつたときに、実はよく調べてみて、捨てた方がわかつて対応したのが16年度で、3件であつたと思います。それにつきましては、電話をかけて取りにきてもらって、自分で対応してくださいという形でしております。

向原が1件と吉田が2件だつたと思うんです。それにおいて、その不法投棄について、対策というのをどうしていくのかということがございます。これにつきましては、16年度、それから17年度につきましては、芸北広域の組合と相談をさせていただきまして、市内に2カ所ほど、観察の、調査する、今、外へ出ておりますカメラですね、カメラを2カ所ほど設置をして、それに対応しておるということでございます。

以上でございます。

渡辺委員長

入本委員。

入本委員

今、水質検査の中で回数とか項目を統一したと言われたんですが、その回数と項目の統一した内容を、実施されておる内容を伺うのと、それから、土壌調査業務というのがありますが、これはどういう地域を、どういうふうな形の内容のものでしょうか。

渡辺委員長

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

備考で書いてあるところを除き、年に2回ということでございます。その項目につきましては、ちょっと今、詳しい資料がございませんので、あと、報告させていただきます。

それと、土壌調査の場所とはどこなのかということにつきましては、合併前の旧甲田町で、一般廃棄物の処理をされておりました。平成8年度か平成9年度で閉じられたと思うんですが、その時に、実は収集されておつたものが、そのままに放置されておつたというのがわかりましたもので、そのわかりましたものにつきましての土壌調査を行いました。

以上です。

渡辺委員長

入本委員。

入本委員 質問が十分まとまらなくて失礼なんです、大腸菌問題が、ほとんどの環境に適合してないというふうにいわれておるんですが、これは、今、環境問題の中で、水というものは、非常に地域においても、河川の利用というのがあって、大腸菌は、これは川遊び程度なら大丈夫なんかとか、それとか、魚等を取って食べても、問題ないのか、そのあたりの基準が適合してないということは、この環境基準というのは、どういう適合がここにうたってあって、今後の課題として生かされているのか聞きたいのと、それと、監視カメラ言われたんですが、以前はシルバーさんが巡回的なことをしておられたんですが、こういう監視体制は、現在、反省点からやっておられないんでしょうか。

渡辺委員長 佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 河川の水質検査の基準というのは、河川水質基準というものがござい  
ます。それにのっとっての水質検査をしております。

ですから、その中で、例えば食するのに判断がどうか、それから飲適にどうかというものがござい  
ます。

飲料につきましては、飲料水の検査の適合の範囲がござい  
ますので、河川の水質については、その飲適の検査をしますと、費用が莫大な金額になりますので、今、本当に昔からの河川というものを呼び戻せるかどうかというスタンスを持ちまして、河川の水質基準の項目でほとんど対応しておるとい  
う考え方で調査をしております。

不法投棄に対する対策という中で、先ほど、カメラだけと言いましたが、失礼いたしました。16年度におきましても、その監視というもの、その対策というものにつきましては、吉田町におきましては、公衆衛生推進協議会等が見回りをしようという形で対応されて、ずっと対応されて  
おります。また、今年度も対応されるようになっております。

それから、言い忘れましたが、郵便局の方の方が、外務で回られる場合につきましても、あったらその情報を得るとい  
うような形での契約を結んでおります。

それから、これは芸北広域の組合の事業でやっておられますが、各構成町の各町に、もとの旧町も含めまして、そのところにシルバーさんの方に、今の不法投棄の分についての対応というのを、16年度につきま  
しては、対応をされております。

以上です。

渡辺委員長 入本委員。

入本委員 回答の中で、監視を進めるという中で、郵便局もというような、やはり局の名前を出される以上は、何件くらいの中で対応があるとか言うてもらわんと、また質問したくなるわけなんですよ。

やはり、言われる以上は、その成果が、郵便局使ったら何件あったとか、それから、今のような監視カメラを使ったために、こういう効果が出たとか、それから、監視カメラは、要望があったら年内に何件くらい予定しておるとか、そういう1つの監視の結果、現在、例えば甲田の山

で捨てられたのがなくなったとか、そういう例題とか、成果を言ってもらわないと、ただやりよる、やりよるだけで、金は使いよるけど成果が出たのか、協力してもらっておるけど成果は出てるのかというところが見えてこないんで、聞いとるわけなんで、やはり予算を使う以上は、何らかの形でそういう成果があったりとか、やっぱり予算が足りない場合は、次年度にこういう強化をするために予算執行が要るとか、いうところが、この文章からはうかがえないんですよ。この環境保全事業の中で。

そういう面を含めて、総括して、生活、市民部は一生懸命やっておられると思うんですが、そのあたりを具体的に知らせてもらうことによって、我々は理解しやすいと思いますので、総括して、もう1回、この項に関する、今、私が質問しとることにつきまして、答弁漏れがございましたらお願いします。

渡辺委員長  
佐々木市民生活課長

佐々木市民生活課長。

今、言われている、今申したところにつきましての成果というのは、今のところ、私どもの方には上がってきておりませんが、実施したところがございますので、そこのとこへちょっとお聞きしまして、その成果等につきまして、また成果がどういうふうになれば、今後はよりよい範囲で対応できるかということにつきましての報告はさせていただきます。

渡辺委員長  
熊高委員

熊高委員。

成果の説明書の方で、62ページからの環境保全対策事業に関係して、2点ほどお伺いするんですが。

1点は、63ページの野焼きについてということで、ある一定の成果は出てきたというふうに書いてありますが、私の方も、一定のそういった評価はさせていただくんですが、まだまだ取り組みが必要なという部分もあろうかと思うんですね。

野焼きについては、一時期はかなり、ダイオキシンとか、あるいは二酸化炭素の地球温暖化、そういったものも含めて、かなりの意識もあつたんですが、割と、最近はそのようなことも、中身にこんな具体的に、本当に野焼きというのはいけんけども、議会の議員の仲間でお話をしたんですが、田んぼの草焼きとか、そういったものを含めて、野焼きの定義が厳しくなればなるほど、ちょっとした火も本当にいけんのかどうかというふうな議論にもなってきておるんですね。

そういった観点から、もう少し専門的に、詳しく、最近は広報とか必要じゃないかなという気がするんですね。そういった観点での16年度の取り組み、具体的にどうであったかという部分が、お答えがもらえれば、少しお聞きしたいというふう思います。

あるいは、野焼きについての警察等の連携ですね。ここらはどのように、県の条例違反ですから、そういったものも含めて、取り組みを、連携をされておるのかということも、少し詳しくお聞きしたいというふうに思います。

もう1点は、64ページに、先ほども他の委員さんからもあったんですが、ごみの処分の問題、3アールの中の、いろいろあろうと思いますが、特に私が最近思うのは、リデュースというんですかね、発生抑制というふうな形だというふうに思いますが、そこらがやはり、最終的には必要なのかなという気がするんですね。

過剰包装のことも含め、これは商業関係との連携というのにも必要になるうと思いますが、包装紙によって、随分、紙とか、そういった過剰な包装によってのごみというのがかなり多いんですね。特に若い世代は、そういったものが多いんじゃないかなという気がするんですね。そこらを抑えていかないと、最終的にはごみの量を減すということにはならないのかなというような気がします。

当然、広域環境組合との連携という形になるうと思いますが、合併をして、1市1町という形に、シンプルになったので、以前から環境組合でもアンケート調査とか、あるいはモニター制度とか、そういったものもどうかというようなことも言っておりましたが、組合の方は合併前で、いろいろ取り組みが難しいというようなことも言っておりましたが、かなり落ち着いた状況の中で、16年度はそういった協議をされたのかどうか。

我々も、会派の方で、一宮の方にそういったモニター制度というのを見に行きましたが、かなり関心のある市民の方が、委員会等をつくって検討されたというふうなことで、成果もかなり上がっておるというようなことも聞きましたが、そういった部分を、どんなふうに、16年度取り組まれてきたのかということをお聞きしたいと思いがすが。

特に、64ページの中で、総括の中で、家庭ごみや農業における資源の循環と有効利用を推進するということですが、推進したというのが、総括しては正しい表現になるのかなと思いがすが。

農業との関係、ここらはどのような、具体的な取り組みをされたのかということも、今の件にあわせてお聞きしたいと思いがすが。

大きく2点について、お願いしたいと思いがすが。

渡辺委員長  
佐々木市民生活課長

佐々木市民生活課長。

まず、ごみの野焼きにつきましてでございますが、16年度につきましては、かなり電話、メール等で苦情がございました。それについても、回答を出したのを、広報紙の中で出させてもらったことはあります。

そのときには、やはりごみの野焼きについて、非常に関心が強うございまして、これは、もうとにかく進めてくれと。とにかく注意等をしてくれということがございます。

また、隣近所でも、やはりそういう問題が起こるという形があります。また、その苦情につきましては、町の中というところと、今の農村部、中山間部というのは、かなり趣きが違います。基本的には、今のごみの野焼きについて、本当は、ごみの野焼きというのは、全面的に禁止されとるわけなんです、例外規定と言いましようか、例外に属するものと

いうものがうたわれております。

それについての説明というものについては、ある1つの、そこそこの苦情によりまして、各種ごとだから、いろいろ違うところがございますので、それなりの対応をしょってきたんですが、やはり統一的なことをしなくちゃならないという形で、広報1回、16年度は1回ほどしております。

それと、無線の方での対応をしております。それによりまして、それでもやはり、ごみの野焼きというものにつきましては、ある程度、苦情が多かったということで、17年度につきましては、それプラス、各市町ごとに、梅雨の前にパトロールをやって、とにかくピンポイントでそのごみの野焼きを、このところへ行って協力していただくという形をとらせていただきました。

それから、17年度それで、例えば、吉田町の中につきましては、苦情があるところにつきましては、その支所支所でやらせていきよるんですが、とにかく罰則規定から、それからごみの野焼きで例外規定というのはどうなんですよというものにつきましては、その集落といえますか、行政区単位に絞ります、実は、通知広報で回した実績もございます。

ですから、基本的には、ごみの野焼きというものを、熊高委員さんが言われたように、みんなが納得する、わかりやすい文章で、わかりやすく啓発するというのが大切だと思います。

中には、やはり、罰則金、何ぼというの、書くのも必要だろうと思います。これは、今、ごみの野焼きはやめましょう、ごみの野焼きはやめましょうという形で、随時推進してまいっております。

また、警察との連携につきましては、実は、産業廃棄物をよく焼くという形が、苦情があがられます。それにつきましては、広島県の環境管理課とまず相談をしまして、それによって、そこも現場を見ると。そして、悪質だったら、視察といえますか、巡回をしてもらうという形で対応しております。

ただ、基本的に土日に集中するという傾向が、16年度はございました。産業廃棄物の野焼きにつきましては、土日に集中するということがございました。その対応のために、やはり中での連絡体制というものについては、協議したところがございます。

それから、まず、ごみの抑制のためには、リデュースが必要じゃないかと言われました。それは、ずっと言われるように、リデュース、リユース、それからリサイクルと、その3Rの中での、まず第一歩だと思います。

先ほど申しましたように、ごみをリサイクルじゃなしに、ごみじゃなくて、ごみは資源なんだと。ごみじゃないんだと。使いようによっては、分別にすれば、これは資源なんだという、やはりそういう環境の啓発というのが大切じゃないかなと、私は今、思っております。

それと、各家庭において、どういうふうに対応するかというそのもの

につきまして、先ほど言われたように、アンケートとか、そういうもの  
をやったらどうかということが、前に議会でご意見がございました。そ  
れにつきましては、早速、芸北広域の事務局の方に、今からふえてくる  
ごみ行政の中で、やはり各家庭の意見も反映させるような考え方が必要  
ではないかと。これをひとつ考えてくれというふうなことは、申して、  
協議をさせていただいております。

農業のごみと言いますが、やはりこれは、基本的に何が発生するかと  
いうと、やっぱり堆肥の関係。それから、し尿の関係が出てくるんじや  
ないかと思っております。

じゃあ、それをどうしていくんかといったときに、振興部の方につ  
きましては、それなりの、その施設をつくって対応しておると。じゃあ、  
堆肥化するものが市場、市場といいますか、家庭にいくかどうかとい  
うことが、ひとつ経路につきましての方法があると思います。ですから、  
その分につきましては、私どもの方は、産業振興部の方と、農業のごみ  
資源、農業の堆肥というものをどういうふう資源化していく。どうい  
うふうに商品化していったらいいんだろうかというような話については、  
お話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

渡辺委員長  
熊高委員

熊高委員。

農業とのかかわりというのが、いまいち、今の説明ではよく理解で  
きなかつたんですが、産業振興部が進めておる、そういった農業の循環  
型というのも当然あるんですが、ごみの部分を、市民部が農業という言  
葉を使ってあるので、具体的に、そこらがどうなんかなというのが、今  
の説明では、十分、理解はできなかつたんですが。

そういったところを、今後、推進するといつて書いてあるんで、16年  
度を踏まえて、そういう方向にするということなのか、そうであれば、  
具体的にどういうふう、17年度あたりに生かしていつておるのか、そ  
こらまで少し踏み込んでお聞きしたいと思います。

どちらかという、芸北広域環境組合にすべて任せておるとい  
うようなイメージが、私は強いんですね。市の方が。だから、その部分を、  
資源ごみの回収とかというのが右の方にもありますけれども、そこらも含  
めて、そこらはどっちかいうとPTAとか、住民団体の啓蒙に近い部分  
の支援という形だと思うんですね。だから、本質的にそのごみの減量化  
とか、そういったものにつながる部分は、その啓蒙という部分であ  
ろうかと思いますが、本質的にはやはり、広域環境組合と、もっとも  
連携をして、市民に広域環境組合が取り組んでおることが、直接、その  
広域組合と市民との関係というのができるような形に、今後はしてい  
く必要があるんじゃないかなという気がするんですね。

そこらが、16年度の結果を見ても、合併して間がないときだったんで、  
物足りんというふうな部分があるんですが、その総括の中で、そこら  
が17年度に本当に生かしてあるかどうかというふうなことも含めて、もう

少し疑問な点があるので、その辺についてのご答弁をいただきたいというふうに思います。

渡辺委員長 暫時休憩といたします。

どうでしょうか、答弁は午後に回って、もう少し、まだございましょうから。

ここで、それでは休憩といたします。

午後の再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長 再開いたします。

市長所用のため、午後は退席する届け出がありましたので、ご了承をお願いいたします。

午前中の熊高委員の質問に対し、答弁を許します。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 まず、64ページの循環型社会の形成事業におきましての総括の部分と言いますと、今の総括的には、家庭ごみや農業における資源との循環有効利用を推進するというのは、私どもも含めて、産業振興部の、いろいろな、持っております農業の堆肥についての推進利用と。それから、家庭ごみやというものにつきましては、家庭ごみに発生する生ごみ、資源。生ごみと、それから缶、金物に対する資源類といいますが、アルミとか古紙とかいうものについての、これを循環を有効利用を推進するという形で、生ごみ処理機の補助金とか、資源ごみ回収の補助金という形の位置づけをしておるつもりで書いております。

基本的に、これを、その後の、熊高委員さんのご質問にありました芸北広域組合のこともありますが、前回、前の方の質問にもございましたが、古紙、アルミ缶、スチール缶の団体についても、ある程度、アンケート調査等を実施して、ご意向を、住民の方のご意見を聞くということも、この生ごみ処理機の方につきましても、アンケート等というのが、実施するというのが必要になってくるんじゃないかと思っております。

そのご意見をもちまして、例えば、芸北広域組合の方に、私どもの方からいろいろな意見、それからアイデア等があれば、それを積極的に、組合の事務局の方とお話をすればしたいと思っております。組合は組合で、今後とも、今のアンケート調査に対するやり方というのは考えられておりますが、私どもの安芸高田市におきましても、そういうものを実施しておいて、ごみの利用広域の運営に対して、協議ができればと。それを推進していけばと思っております。

以上でございます。

渡辺委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

今村委員。

今村委員 37ページの男女共同参画プラン策定事業の件について、お伺いをいたします。

昨年度、事業に対するアンケート調査、それから会議を行っておるといってございますが、その中で、この推進計画における、今年度から具体的に始まるというふうには思うんですが、市民のニーズ及び提言に向けて、その骨子となるものはいかがなようなことが検討されているのか、その進捗状況も合わせてお伺いをしたいというように思います。

渡辺委員長 毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 男女共同参画のプラン作成にかかわる進・状況でございますけれども、懇話会におけます提言書を、市長の方に、この夏に提出いただきまして、市民からの住民の意識調査、また提言書の内容等を踏まえて、策定委員会を発足し、この間、10日前ばかりに、第1回の策定委員会を実施いたしました。

それで、策定委員会といいますが、提言書の主要な部分ですけれども、骨子となるべきものは、環境づくりとか、人づくりというのが主流でございます。今では、やはり若者が定着できる男女共同参画プランにしていこうということで、今から庁舎内の、各部各課から、いろんな男女共同参画にかかわる施策について、それらを出していただいて、提言書に基づき庁舎内の、安芸高田市の施策を、細かな部分をやはり、骨組みを今、つくり上げつつあるという状況でございます。

以上です。

渡辺委員長 よろしいですか。

ほかに。

ただいま、市民生活課長の方から、午前中の報告事項があるという申し入れがございました。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 すみません。入本議員さんのご質問でございました河川水質予算の中での、項目がどんなのがあるかというのが残ってたと思います。

先ほど調べた中で言いますので。まず、ペーハー、それからBOD、浮遊物質ということで、略してSSといいますが、それ。それから、溶存酸素ということで、DO、それから全窒素、全リンと、CODと大腸菌群数の8項目にしております。

以上でございます。

渡辺委員長 午前中、入本委員の質問に対する報告でございますが、入本委員、よろしいですか。

入本委員。

入本委員 今の、専門的な用語で、ちょっと、十分理解できないので、後ほどで結構ですので、項目についての環境基準との適合性について、項目することによって、環境基準にこう適合するんだという資料をいただきたいと思っております。

それで、あわせて、せっかく指名いただきましたので、1件ほどお伺いします。

66ページの狂犬病対策でございますけど、これは、狂犬病というのは、現在でも、どのような、私もよく、不勉強な面があって、予防法いうのを十分、熟知してないわけなんですけど、注射率が76.2というのは、24%されてないということですが、そのあたりは、別にこの狂犬病予防法には関係ないんでございましょうか。

渡辺委員長

後ほど資料は提供するというところでございます。

それでは、ただいまの入本委員の狂犬病に関する質問について。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課

狂犬病の予防の件数で、パーセンテージがどうなのかということですが、このパーセンテージの全頭の、今、安芸高田市にいる件数が何件ですよという件数の取り方につきましては、合併前の事務の中で、各町が把握しておるところを全部総計して入れたものでございます。

それで、毎年、実施していく中で、うちのは、例えば何年前に死んだとか、何年前に死んだとかということ、亡くなった場合の届け出、それから自分の飼っていた犬が、安芸高田市以外に行ったときの届け出とか、そういう届け出がなく、じゃあ、その頭数全体が100%、実際に合うのかどうかというのが、ひとつ問題はあるんですが、そういう面で、今年に2回のところを実施しておるわけですが、そういう点で、若干の、実際の頭数が、最初に押さえておる頭数というのが、ちょっと多いんじゃないかということは考えられます。

ただ、全頭100%、狂犬病予防法について実施しなければならないという項目はありませんが、狂犬病は実施しなければならないということではございます。

ただ、何回も申しますが、私どもの方の全頭のとらえ方につきまして、若干、膨らませたところがあるんじゃないかと、今は思っております。

渡辺委員長

入本委員。

入本委員

この数字というものは、非常に大切なものであって、アバウトなことを言われたんでは、被害に遭ったときに、法で決められておって、そういう数値の認知とかいう、啓発状況等がこういう状況であっているのかどうか。こんなもんで、滞納金じゃないですが、パーセンテージがこの程度でいいもんか悪いもんか。

私が思うのは、やっぱり100%でないといけないというふうに思うのですが、この法の限りは、100%でなくてもいいというふうに解釈してもいいんですか。

渡辺委員長

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課

100%実施しなければならないという意味じゃないと思います。これは、あくまでも飼い主に対する、狂犬病は実施しなさいよという法律だと思っております。その中で、安芸高田市が実施するのにおきまして、それはすべて、今言いましたように、だれそれが何と、何という名前の、

どういう種類の犬を持っておりますというのは、すべて登録してあります。

ただ、その登録の中で、実際はもう死んだ犬とか、事故で亡くなった犬とか、市外に転出した犬というのが、届け出がないから、そこへまだ数が載っておりますので、すべて案内をしたりするのに出しておるんですが、それがすべて行き渡ってなかったりすることがあるんじゃないかという意味で、パーセンテージが下がっておることだと思っております。

渡辺委員長 入本委員。

入本委員 委員長、念を押すんですが、これは自己責任の法律なんですか。飼い主の。

渡辺委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時13分 休憩

午後1時14分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長 ただいまの入本委員のご質問については、ただいま、調査をいたしますので、後ほど答弁をすることとして、次の質問はございませんか。

明木委員。

明木委員 狂犬病についてなんですけど、今、実際に狂犬病というのは、確かに今、同僚議員が言われたように、余り耳にしないんですね。

実際に、今、全国的にどれだけ発生しているのか。また、安芸高田市内で発生したことがあるのか、その件についても、ちょっとお伺いしたいと思います。

渡辺委員長 佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 安芸高田市としては、狂犬病は発生はしてありません。

明木委員 最後に発生したのは、

佐々木市民生活課長 最後に発生したのは、全国の中で、私の覚えでは、10年か15年以上、その前まではまだ発生。それからずっと発生してないと思います。

ただ、全世界においては、発生している地域がございます。

渡辺委員長 よろしいですか。

明木委員。

明木委員 それでは、それについてちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、市としては、これは法律ということで、国の法的な措置があるわけですけども、実際に、子供に対する予防接種等も、発生率が低くなって、ほとんどないものについては、もうやらないという方向でいっているものもあると思われるんですけど、本当にこれが必要なのかどうか。今の現状を見ると、もう10年、15年発生してない。特にこれは感染症なんですよ。感染症に対して、そういうことが、人間に対する予防接種もどんどんなくなってきているんですけど、そのあたり、どのようにお考えかお聞きいたしたいと思います。

渡辺委員長 佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 まず、狂犬病というのが、知っておられるように、大変恐ろしい病気

で、まず、犬。一番多いのが、狂犬病ですから、犬ですよ。犬で、かまれて発症して、死んでしまうんですが、これは致死率が非常に高くございまして、それから、その発症する分の前触れというのがないそうです。ですから、発生したら、必ず死んでしまうだろうという病気でございます。

そして、また、狂犬病といいますが、犬だけではございません。犬を媒介としまして、ネコとかキツネとかアライグマとか、という形がかんでも、これは狂犬病になります。なったら、その発症するまでと発症した後は、対応ができないという恐ろしい病気でございます。

日本という国が島国という形で、大陸続きでないということ。それから、それを持ってくるためには船、または飛行機という手段を使わなければならないということで、貿易体制がいいということでもありますから、それが発症するのを抑えたんで、今のところ、ずっと発症してないというのが現実だと思います。

ですから、今度、発症した場合に、実際、それをお医者さんの方が、それについて対応できるかという、今度は技術論も出てきます。という形で、今は発生してないんですが、発生したときに、今度は大変じゃないかという形で、人の犬が、人をかんで殺すということにつきましては、また大きな問題が発生しますので、私は狂犬病の予防注射というのは、やるべきであると思っております。

渡辺委員長 明木委員。

明木委員 どうもありがとうございました。

それでは、ごみ関係なんですけど、66ページとか、64ページ、66ページにわたってなんですけど、循環型社会ということで、確かにここへ書かれているのは、市民生活課ということもあるんで、市民を対象にしたことだと思うんですけど、実際に、庁舎内でのそういう啓発運動とか、職員に対してのそういう啓発運動、リサイクルの方がどれだけ行われてきているのかということについて、お伺いしたいと思います。

渡辺委員長 佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 職員につきましてですが、これは、私どもの方で、平成16年度、全職員に、今のペットボトルとか、今、自動販売機がございまして、その分の使用に関しては、分別収集を徹底してくださいという形でメールを流しております。

それがずっと、今、続いておりますが、それプラス、今度は自動販売機から発生する分については、自動販売機の業者さんの方へお返しくださいという形をお願いをしております。

また、会議室等で使われる場合のお茶等につきましては、これは、できれば、話でございまして、買われたところへ返していただけないでしょうかというふうな形で、中での啓発活動に努めております。

以上です。

渡辺委員長 明木委員。

明木委員　ごみ減量についてなんですけれども、ペットボトルだけじゃないと思うんですけれども。

例えば、市民生活課がここへ大きく係わってきているわけなんですけれども、市民生活課の方で出される資料等、その辺のごみ、紙資源ですよ。そのあたりは、幾らか減少されたんでしょうか。

渡辺委員長　佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長　市民生活課で出すごみというものは、市民生活課だけで考えますと、ほとんど出ておりません。

なぜかと言いますと、やはりシュレッダーにかけざるを得ないという文書がかなりあります。それから、出すというものにつきましては、カタログとか、そういう書籍のおかれておるもの、送付されてくるものにつきましては、これは紙の方のリサイクルという形の方で出しております。

以上でございます。

渡辺委員長　明木委員。

明木委員　すみません。多分、ちょっと質問の意図がちゃんと伝わらなかったのかなと思うんです。

その辺もあると思うんですけれども、実際に、課内等で配られる文書面とか、その辺をもうなくしてきているのか、文書は電子的な処置をして、そちらでやれば紙を使わなくても、課内のことについては回せると思うんですけれども、そのあたりのことは取り組まれていると思うんですけれども、当然ですね。それによって、どれだけ減ったのかというのを、ちょっとお伺いしたいなと思ひまして、先ほど、質問したんですけれども。

もう一度、それに対して答弁いただければと思います。

渡辺委員長　佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長　私どもの入ってくる分につきましては、要するに、通常の文書的なものにつきましては、メール媒体で行われるものはすべてメールで送付して、完了させているというところでございます。

その他の分につきましては、じゃあ、どれだけ減ったかというのは、ちょっとはかつてはおりませんので、明木委員さんの言われるご回答については、具体的な数字はよう申しません。

ただ、なるべく使わない。それから、使えるものは裏を使うと。それは、会議とか何とかいうものにつきましては、そういうわけにはいきませんが、内部での、例えばみんなが知っておかなきゃいけないスケジュール表とかいうものにつきましては、必ず裏面を使うという形で対応しております。

以上です。

渡辺委員長　ほかにございませんか。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時23分 休憩

午後1時24分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長

再開いたします。

先ほどの入本委員の質問に、答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

先ほどのご質問の件でございますが、これは、犬の狂犬病予防接種はしなければならないというものでございます。

接種につきましては、今、76.2ではございますが、これは100%に近づけるように、市、それから各獣医師との関係機関によりまして、100%実施を目指して対応させていただきたいと思っております。

渡辺委員長

入本委員。

入本委員

そのように努力するという形は、努力の仕方を具体的に検討を、今、お願いするのも無理なんです、先ほど、課長のお話では、今度は野良犬の方の問題が出てくるわけですね。それが、凶器を持ったものが、野良犬と、今言われたら、もう命にかかわるような、狂犬病いうたら、私も大したことない思たんですが、一度発生して、どうなって、すぐ死に至るということを聞きますと、これはまあ、100%は当然しなくちゃいけないし、これは自己責任でも、非常に大きな問題であるという位置付けは、これは啓発運動もしていかにやいけん問題だと、私も、今認識したようなことであれなんです、この駆除処理の中に、そうすると野良犬とか野良猫も、これももうゼロにしていかにやいけんという問題も出てくるわけですね。これは、行政だけでは無理、地域の協力も要すると思うんですが、現在、この件数はどのような、各町において、今、言われる、狂犬病に匹敵するものがどういう状況であるか。苦情があって、実際に実績ができてないものとか、そこらが重要になってくると思うんですね。

そこらあたりをお願いします。

渡辺委員長

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

野良犬については、住民から通報があった場合につきましては、檻等を貸し出しという形で、捕獲をして、それを動物愛護センターの方に移送しておるような状態でございます。

その他の、例えば先ほど言いましたほかの件については、ほとんど問い合わせ等はございません。

渡辺委員長

入本委員。

入本委員

ここに、総括の中に書いておられるということは、各町のを集約して書いておられるいうわけなんで、今の、檻を貸してとるとかというのは、私らも聞いたことがあります。この実績とか、数字的なものは、ここに出て、書かれる以上は、それだけのものがあるというふうに思うんですが、今の数字では、ありゃ貸すいうぐらいじゃけえ、えっとないんかあるんかというの、件数的なものは、多分認知しておられると思うんですが、

そのあたりを。

渡辺委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時28分 休憩

午後1時31分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長 再開いたします。

答弁を許します。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

この成果における取り組みでございますが、やはり、ここに書いてありますように、先ほど申しますが、狂犬病予防注射の実施率のパーセンテージを高めると、これは大切なことだろうと思います。それにつきましては、やはり実施機関等、それから住民の方のご協力をお願いしたいと思います。

そのためにも、何か言うても、その時期になりましたら、広報等は実施してまいりたいと思います。

それから、犬の飼い方等につきましても、これはとにかく苦情がございます。これは、なんぼ言っても、もっといらっしゃるんですが、いろいろなことで苦情が出ますので、これも負けないぐらい、とにかくあきらめられないで広報等、それから、わかれば指導したりすると。そういうもので、とにかく進めていって、住みやすい、きれいなまちづくりに生かしていただこうと思っております。

それから、16年度の件数についてでございますが、要するに、迷い犬のそれを受けつけてということは、檻の中に入ったという件数でございますが、これは計35件、35頭でございます。内訳は、吉田の方で9、八千代8、美土里3、高宮3、甲田2、向原10という数字で把握しております。

以上です。

渡辺委員長 ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

この時計で、1時50分まで休憩といたします。再開は50分です。

次は、福祉保健部の国民健康保険についての審査でございます。

~~~~~○~~~~~

午後1時34分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長 休憩を閉じて、会議を再開をいたします。

一般会計の決算について、市民部所管の部分についてでございますが、これから福祉保健部の審査を行います。

認定第3号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係部長から、概要説明を求めます。

福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長

失礼いたします。

平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算でございますが、まず、平成16年度国民健康保険特別会計歳入総額35億911万178円、歳出総額32億2,683万1,258円、歳入歳出差引額2億8,227万8,920円となっております。

それで、平成16年度は、実質合併初年度でございまして、まず事務執行について、市民の方に合併によりますサービスの低下を招かないよう、安定した事務の取り組みが重要課題でございました。

16年度決算については、総括にもあげておりますように、平成14年度の医療制度改正によりまして、老人保健該当年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより、老人保健非該当者となった年齢層の医療費を国民健康保険でみることとなりました。このことによりまして、国保の医療費が増加しており、とりわけ前期高齢者が集中する退職者医療費の増加が顕著でございます。国保財政を圧迫する要因の1つとなっております。

特に、この会計は保険税をいただき運営する関係で、医療費が大きく税を左右する観点から、収納率を上げることによる負担の公平、また医療費適正化対策として、人間ドックを初め、各種検診の一部助成や、レセプト点検の充実強化などを進め、国民健康保険事業の安定運営に努めてまいりました。今後は、これまでの取り組みはもとより、急速に進む高齢化社会に対応した生活習慣病対策として、医療費分析による疾病分類及び体系化を行い、その結果に基づく健康づくり推進の保健事業を実施していくことが必要と考えております。

それでは、主要施策の成果に関する説明書によりまして、説明をさせていただきます。

140ページをお開きくださいませ。

それでは、まず、140ページの方の実施内容でございますが、1番の被保険者の概要といたしまして、総世帯数からみまして、国保の加入世帯が16年度は61.2%となっております。国保への世帯、要因として、これが大とは言えませんが、景気の低迷等で会社をやめられる世帯等が、国保の方への加入ということも考えられるのではないかと考えております。

それから、2番の国民健康保険税でございますが、保険税率は15年度と同じ、同率の税率、同額でございます。

2番目の1人当たり、1世帯当たり医療費分の保険税でございますが、これにつきましても、15年度から16年度を見ますと、かなり上がっております。

次のページでございますが、保険税の徴収状況でございます。収納率が少し、15年度より下がっている状況でございますが、税に関しましては、また後ほど市民部の方から説明していただきたいと思っております。

それから、保険給付費の状況でございますが、医療費給付の状況で、療養の給付、療養費等、いずれも15年度よりも伸びております。件数にいたしまして、10.2%、費用額にいたしまして9.7%、おのずから費用額が上がることによりまして、保険者負担も伸びていくという形になってございます。

それから、高額療養費、及びその他の保険給付費でございますが、高額療養費につきましても、対前年にいたしまして10.3%の増を見ております。葬祭費につきましても、15年から16年度に向けて19名ふえております。出産育児一時金につきましても13名の減になっておりますが、ちなみに、市全体で、16年度の出生が201名、死亡が465名でございますが、死亡者につきまして、国保の被保険者が全体の74.2%を占めているという状況下でございます。

それから、受診率、療養諸費、費用額、保険者負担額等でございますが、これらにつきましては、そちらの表を見ていただければと思っております。

それから、142ページの方の療養の給付内容でございますが、それぞれ種別がございましてけれども、やはり入院となりますと、件数は少ないんですけども、1件当たりの日数がやはり大きくなり、18.93日となっております。費用も多くかかるということとなっております。

それから、次の保健事業でございますが、早期発見、早期治療のために各種検診受診への助成事業を実施いたしました。それで、国保加入者を対象といたしまして、人間ドック受診に個人負担分の一部を助成させていただいております。しっかりと早期発見、早期治療のために受診をしていただくよう、啓発もしていきたいと思っております。

それから、総合検診の個人負担分も、助成をさせていただいております。

主な検診の受診件数等については、そちらに書いてございますので、ごらんいただけたらと思っております。

また、16年度につきましては、合併記念行事といたしまして、国保からも少し経費を見ていただき、高齢者福祉大会とあわせて、安芸高田市のいきいき健康福祉まつりを開くことにより、市民の方に健康増進、福祉のまちづくりをするという観点から、そういう第1回の記念行事として、16年10月3日の日に開催させていただいております。

主要施策については、以上でございますけれども、また詳細について、担当の方から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

渡辺委員長  
川井保健医療課長

続いて、川井保健医療課長。

それでは、国民健康保険特別会計の決算について、要点の説明をさせていただきますと思います。

決算書の方、161ページをお開き願いたいと思います。決算書の方で  
ご説明申し上げたいと思います。

本会計は、先ほど、部長の方が冒頭説明をしましたように、加入者総  
数でございますが、世帯数が年度、3月末日でおきまして、7,822世帯、  
人数におきまして1万4,187人という数字でもって、この決算をさせて  
いただきました。加入率にいたしましては、全世帯に対する世帯の加入  
率が61.2%、15年度に比しまして1.3ポイントほど増加をいたしており  
ます。人口につきましては、41.8%、これは0.7ポイントの上昇という  
数字を示しております。

それでは、161ページの歳入の方からご説明させていただきたいと思  
います。

第1項の国民健康保険税でございます。予算現額が8億1,707万9,000  
円、調定額が10億354万2,947円、収入済額が8億4,335万3,796円、不納  
決算額が3,142万7,479円、収入未済額は1億2,944万1,172円となってお  
ります。

この内訳といたしまして、目でございますが、一般被保険者国民健康  
保険税の方でございます。この方につきましては、予算現額が6億  
2,968万3,000円、調定額が7億7,647万3,228円、収入済額が6億2,407  
万5,858円、不納欠損額が3,111万6,795円、収入未済額が1億2,194万  
2,966円となっております。

この内訳といたしましては、医療費給付費分の節の方でございますが、  
現年度。現年度の方が調定額5億9,341万9,022円、収入済額が5億  
5,897万1,526円、不納欠損額はゼロでございます。収入未済額が3,504  
万2,044円となっております。

2節の介護給付費分の現年度におきましては、調整額は4,790万5,626  
円、収入済額は4,313万9,900円、不納欠損額はゼロでございます。収入  
未済が483万2,269円でございます。

3節の医療費給付費分の滞納繰越分といたしまして、調定額は1億  
2,729万6,207円、収入済額は2,034万213円、不納欠損額が3,102万5,495  
円、収入未済額が7,593万1,799円でございます。

4節の介護納付金分の滞納繰越分が、調定額が785万2,373円、収入済  
額が162万4,219円、不納欠損額が9万1,300円、収入未済額が613万  
6,854円でございます。

また、2目の退職被保険者等の国民健康保険税でございますが、予算  
現額が1億8,739万6,000円、調定額が2億2,706万9,719円、収入済額が  
2億1,927万7,938円、不納欠損額が31万684円、収入未済額が749万  
8,206円となっております。

医療費給付費分の現年分といたしましては、調定額は1億9,776万  
7,262円、収入済額が1億9,469万9,652円、不納欠損額はゼロござい  
ます。収入未済額が308万2,320円であります。

2節の介護給付費分の現年度課税分が、調定額は2,294万8,390円、収

入済額が2,233万8,462円、不納欠損額はゼロでございます。収入未済額が61万2,327円であります。

3節の医療給付費分滞納繰越分が583万2,239円、収入済額が209万7,927円、不納欠損額は31万684円であります。また、収入未済額は342万3,628円。

4節の介護納付金分の滞納繰越分が、52万1,828円、収入済額が14万1,897円、不納欠損額はゼロでありまして、収入未済額は37万9,931円となっております。

続きまして、3款の国庫支出金、1項の国庫負担金、目2の療養給付費等負担金、1節の現年度分からでございますが、これから後は、不納欠損収入未済額がございませんので、収入済額の金額によって説明をさせていただきますと思います。

まず、現年分といたしまして、7億3,093万6,449円でございます。内訳といたしましては、医療給付費分4億2,984万4,848円、老人拠出金分が2億4,290万2,418円、介護納付金が5,818万9,183円です。これは、一般被保険者に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の4割相当にする額を、国庫負担金で収入いたしております。

続きまして、2節の方でございますが、過年度分1,985万7,186円。平成15年度療養給付費負担金の不足分を収入いたしております。

目3の高額医療費共同事業負担金、1節の現年度分1,008万8,917円、歳出の高額共同事業医療費拠出金のうちの国庫負担金分を収納いたしております。

続きまして、163ページの方をお願いしたいと思います。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金1億8,984万8,000円でございます。内訳といたしましては、備考欄に掲げてありますように、医療給付費分が1億2,058万2,000円でございます。老人拠出金分といたしまして、5,313万4,000円、介護納付金といたしまして、1,399万3,000円、保健事業分といたしまして、213万9,000円でございます。これは、一般被保険者に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の1割相当額及び保健事業関係分を国庫補助で収納したものであります。

続きまして、2節の特別調整交付金、1億9,094万7,000円でございます。これは、特別な事情により医療費が多額になった場合に、国より支出される交付金でありまして、内訳は、備考欄に掲げてありますように、原爆医療費多額により、1億2,220万4,000円、結核精神医療費多額により、4,650万1,000円、医療費通知にかかる費用の補てん分といたしまして、124万2,000円、その他といたしまして2,100万円の収入を見ております。

このその他という交付金であります。これは県の方からの特別な理由によりいただいたものでございまして、これは毎年あるというものではございません。特別に今年度、16年度のみ予算の収入となりました。

続きまして、4款の県支出金の方でございます。項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金の節1の現年度分といたしまして、1,008万8,917円でございますが、歳出の高額共同事業医療費拠出金のうちの県負担金の収入であります。

次に、款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金、節1現年度分といたしまして、9億1,225万5,785円は、退職者被保険者等の医療費に基づき交付されたもので、医療給付費分7億6,325万4,804円、老人保健医療費拠出金分1億4,900万981円の歳入であります。

続きまして、165ページの方をお願いしたいと思います。

款7共同事業交付金、項1高額医療費共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、節1高額医療費共同事業交付金6,278万9,783円は、高額療養費として支出するうち、総医療費70万円以上の高額療養費に対して、広島県国民健康保険団体連合会から交付される交付金でございます。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金29万3,180円は、財政調整基金の利子を収入いたしております。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金2億2,818万8,695円につきましては、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分でございますが、1億1,491万2,990円であります。保険基盤安定繰入金、これは保険者支援分といたしましては、2,441万1,705円、職員給与費等の繰入金といたしまして、6,686万4,000円、出産育児一時金等の繰入金が、1,200万円、財政安定化支援事業繰入金、1,000万円を一般会計から繰り入れたものであります。

続きまして、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金1億9,451万8,000円は、財政調整基金からの繰入金額であります。

続きまして、167ページの方をお願いしたいと思います。

款10繰越金、項1繰越金、目1療養給付費交付金繰越金、節1療養給付費交付金繰越金といたしまして、580万6,215円は、平成15年度繰越金のうち、平成15年度療養給付費交付金の精算によって生じたものを、繰越金として歳入いたしました。

目2その他繰越金、節1その他繰越金といたしまして、1億896万6,819円、これは、繰越金のうち、療養給付費交付金繰越金以外の繰越金でございます。

以上で、歳入の方の、要点の説明は終わらせていただきます。

続きまして、歳出の方の要点の説明をさせていただきたいと思っております。

169ページの方をお開きいただきたいと思います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費6,346万6,986円でございますが、備考欄に掲げてございますように、一般職員人件費分といた

しまして4,156万1,446円の支出済額でございます。これは、6名の職員の給与費であります。

続きまして、保健総務一般管理費が、2,190万5,540円でございます。

総務一般管理費の主なものといたしましては、節1報酬961万2,000円は、レセプト点検員の人件費であります。節11需用費233万7,036円は、事務消耗品、また被保険者証等の印刷費の支出であります。節13委託料943万4,449円は、資格移動、高額療養費算定等国保連合会への共同事業処理の委託料であります。

大変申しおくれましたが、歳出の方から、支出済額の金額によってご説明をしていきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2項の徴税費でございますが、徴税費総額が、支出済額が427万9,355円でございます。また、目1の賦課徴収費の方でございますが、69万555円。これの主なものといたしましては、事務消耗品等、また印刷費等の64万1,795円が主たるものであります。

2目の納税奨励費でございますが、358万。これは報償費といたしまして、納税奨励費の方を支払いをさせていただきました。

3目の滞納処分費でございますが、8,800円、これは滞納処分に係る職員の旅費を8,800円ほど支出したものであります。

続きまして、3項の議会運営協議会費でございますが、これは、運営協議会に関する経費を13万3,310円の支出をさせていただきました。

続きまして、171ページの方をお願いしたいと思います。次ページでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費でございますが、節19負担金補助及び交付金の10億3,649万3,623円でございます。これは、一般被保険者の医療費の7割相当額に相当する額であります。

そして、目2退職被保険者療養給付費でございますが、これも節19負担金補助及び交付金の8億9,320万4,236円。これは、退職被保険者等の医療費の7割に相当する額であります。

目3一般被保険者療養費でございますが、これも節19負担金補助及び交付金でございます。405万8,747円でございます。これは、一般被保険者の柔道整復、またコルセット代の費用の7割相当額であります。

続きまして、173ページ、次ページの方をお願いしたいと思います。

目4退職被保険者等療養費でございますが、節19負担金補助及び交付金の方で315万5,349円でございます。これは、退職被保険者等の柔道整復代、またコルセット代の費用の7割相当額に相当する金額であります。

続きまして、目5審査支払手数料でございますが、これも節19の負担金補助及び交付金546万1,963円あります。これは、国保連合会におけるレセプトの審査手数料を支出させていただきました。

続きまして、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費でございますが、これも節19の方で、負担金補助及び交付金で1億2,981万3,454円。これは、一般被保険者の方々に高額療養費として支払った金額でございます。

ます。

目2 退職被保険者等高額療養費でございますが、これも節19の方でございます。7,208万6,622円、これは退職被保険者等の方に、高額療養費として支払った金額であります。

次に、項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金でございますが、これも節19の方でございます。1,170万。これは国民健康保険被保険者の方の出産に対し、1件当たり30万円、39名の方に支給したものであります。

続きまして、175ページ、次ページの方をお願いしたいと思います。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費でございますが、これも節19の方で2,415万円、これは、国民健康保険被保険者の方が亡くなられたときに、葬祭費として1件当たり7万円、合計345件を支給した金額であります。

次に、3款、老人保健拠出金、項1 老人保健拠出金、目1 老人保健医療費拠出金でございますが、これも節19の負担金補助及び交付金の方であります。7億5,625万7,028円。これは、社会保険診療報酬支払基金を通じて、老人保健に対して医療費分として拠出した金額であります。

目1 老人保健事務費拠出金でございますが、これも節19の負担金補助及び交付金の方で1,693万7,850円でございます。これも、社会保険診療報酬支払基金に対して、事務費として拠出したものであります。

続きまして、款4 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金でございますが、これも節19の方で1億4,547万2,958円でございます。これも、老人保健医療費拠出金と同様に、社会保険診療報酬支払基金を通じて、介護保険に対し、介護保険費用として拠出した金額であります。

次に、款5 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業医療費拠出金でございますが、これも節19の方でやります。3,998万9,569円。これは、広島県国民健康保険団体連合会の行います高額医療費共同事業に拠出した金額でございます。

次に、6款 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費でございます。これは、次ページ、177ページにもまたがってまいります。

これは、健康まつりや保健師、栄養士等が行う各種健康教室等に対する費用として、542万4,725円の支出であります。主なものといたしましては、177ページの方をお願いしたいと思います。

節7の賃金でございます。40万5,000円。これは、医療費通知等事務補助の臨時雇用の賃金であります。

続きまして、11節の需用費80万519円でございますが、これの主なものは、健康教室等の消耗品、啓発資料等の印刷費であります。

続きまして、13節の委託料156万9,181円でございますが、この主なものは、医療費通知作成の国保連合会への委託料であります。18節の備品購入費230万2,725円でございますが、医療分析用のパソコン、保健指導、栄養指導の公用車の購入費の支出でございます。

続きまして、目2 疾病予防費でございますが、疾病予防費1,104万

7,375円の主なものは、節13の委託料572万1,775円でございますが、これは吉田総合病院が行います1日人間ドックに対しまして、国民健康保険被保険者1人当たり8,000円を負担した費用でございます。また、19節の負担金補助及び交付金532万5,600円でございますが、これは、総合検診において、国民健康保険被保険者が受診されたときの費用の負担分であります。

以上で、国民健康保険特別会計の決算の要点説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

渡辺委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

明木委員。

明木委員 14年度から、この保険の対象の枠が広がったわけですね。それに基づいて、負担額もどんとふえてきているということが見られるんですけども、これは、高齢者率もかかわってきているのじゃないかなというふうにも感じられるわけですね。

そういう中で、成果と今後の課題という中で、健康づくり推進保健事業ということで、取り組みが必要になってくるということなんですけれど、今後、やはりそれが非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに、予防という観点から必要じゃないかなと思われるんですけど、17年度の取り組み、または18年度に向けて、どのような取り組みをされようとしているのか、もしあれば、どのような考えをお持ちか伺いたしたいと思います。

渡辺委員長 福田福祉保健部長。

福田福祉保健部長 ただいまの明木委員さんの質疑でございますけれども、16年度は、合併直後ということで、なかなか保健師活動も、旧町の取り組みが延長されたような形でございます。いろいろな形で国保会計、老人保健会計、それから介護保険の特別会計等の中も分析いたします中で、やはり健康づくりに力を入れるということが、福祉につながることだと考えております。

そうした中で、17年度におきましては、少しでも16年度の結果を踏まえて、統一した形で事業展開していこうということで取り組みをしてきたわけでございますけれども、できるだけ、いろんな相談活動にいたしましても、特定の人だけでなく、幅広く、市民の方の幅広く、そういう形で接していくということが必要であると考えております。

18年度に向けまして、またいろいろと、17年度で健康に関するアンケート等とらせていただいて、今度は18年度に向けて、新しく健康づくりについての計画書を作成するような形で、新年度予算にも組み入れるような形で今、取り組みをしております。

そうした形で、やはり行政の方のみならず、市民の方にしっかり、そういう健康について、自分自身の健康ということをしっかり認識していただくために、まだ、今からどういう形でということにはなるんですけど

れども、やはりそうした地域の方に協力をいただいて、健康づくりについてのリーダーさんのようなものを、今後はつくって行って、市民と一緒に、巻き込んだ健康づくりに取り組みをしてみたいという思いで、今はおります。

今度、新年度予算に向けて、いろいろと福祉保健部としてのそういう施策について、今から取り組んでいくわけですが、やはり行政だけでなく、それをいかに市民の方に、しっかり、医療費の現状も、市民にしっかり知っていただくということもしながら、市民の協力を得て、そうした、仮にですけれども、推進員さんのような形で市民を巻き込んだ取り組みができればなという考えであります。

以上でございます。

渡辺委員長  
明木委員

明木委員。

ありがとうございます。ぜひ、そういう取り組みの中で求められるのは、やはり体を動かすということが健康増進につながっていくと思われれます。

特に、市においては、プールというものができまして、非常に、活性化すればそういうことにもつながるんじゃないかと思われれます。

今は、非常にプールの利用率も低いので、そのあたりも、上げていくためにも、そういう当たりでもぜひ、健康づくりの推進ということで、その辺を使っていかればと思うんですけれども、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

渡辺委員長  
川井保健医療課長

川井保健医療課長。

ただいまのご質問でございますが、多分、吉田の運動公園ですか、吉田の温水プールの利用ということでの質問だと思いますので、それを中心にお答えさせていただきたいと思えます。

実は、吉田の温水プールができまして、10月の初めころからですか、市の老人クラブさんをお願いいたしまして、吉田の温水プールを利用させていただきました。

旧町6町の各老人クラブの会長さんにも働きをかけたんですが、まだプールというものがよくわかってないのか、PR不足なのかわかりませんが、手を挙げられた地域は、吉田の老人クラブさんのみでした。

そういうことで、10月の初めから、10回の健康教室をプールで行っております。これを2班に分けまして、約60名弱、50数名の方に利用させていただきました。

先日、11月の末で10回のもので終わったわけなんですけど、委員さんにご存じのように、吉田の温水プールは競泳用の公認のプールであります。ですから、歩行用のプールがございしますが、これについては、少人数のプールということで、多人数が入るということは非常に難しゅうございますので、うちの方の健康教室では、まず使えないだろうという判断をいたしまして、大きい方のプールを利用いたしました。

そうすると、水深が165センチぐらいあると思うんですが、教室を開

くということで、水深を下げていただきましてやったんでございますが、そのプールの構造が、中心に行くに従って、水深が深くなっているようでありまして。私たちがターゲットといいますが、対象にしておりますのは、老人を対象としてやってみましたので、身長が非常に高い方が、非常に少なくありまして、この効果が出たか出んかというのは、疑問を持っております。

何か、運動をするのには、つま先だけでなしに、かかとをついて運動をしないと効果が出ないようでありまして、中によっては、つま先立ちでプールを利用したという方もいらっしゃるようです。1回入ったきりで、すぐやめられたという方もいらっしゃいます。ですから、それが歩行用、ウォーキングに関して、しっかりしたプールであるかどうかというのは、疑問を持っているんです。

そこで、あと残っておりますのは、高宮の方に歩行用のプールがあります。高宮の方がいいのか、吉田の方が悪いのか、この結論を出すということではできませんが、吉田のプールを利用していただいた方に、約30名の方に、もう一度高宮の方のプールを利用いただいて、どういうものか、その効果をちょっと確かめてみたいと思っております。そのことによって、18年度の水中ウォーキングの方向付けをなしていきたいと、このように思って、このことを旧6町、プールということになじみの薄い支所もあるようでございますので、これは18年度に向けてPR方を行いまして、PRしていきたいと思っております。

また、このプールにおいては、やり方でございますが、不特定多数の方の利用をいただいて、利用していただいた方は、また独自の方法で健康の一助となされるように、プールの利用をそくしていきたいと。幅広くPRしていきたいと思っております。

以上でございます。

渡辺委員長 ほかにございませんか。

熊高委員。

熊高委員 明木委員の質問と関連すると思うんですが、16年度の決算ということで協議をしておりますので、審査をしておりますので、そういった取り組みが、今年やられたということなんで、その投資効果というんですか、そういったことをやることによって、どれだけの方が、どれだけ健康を維持、あるいは促進されたかという、そういったデータをとるようなシステムにもなっておるのかどうか。

最終的には、保険料等の抑制につなげていくというのが、執行部としては目的だというふうに思うんです。例えば、16年度の予算の中で、その取り組みをしたことによって、予算の保険料の抑制につながったとか、そういったことが、具体的にあるのかないのか、そこらも含めてお伺いしたいというふうに思います。

渡辺委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 17年度、この先、この2カ月間で、先に事業展開したわけなんです

が、これの体力につきましては、教室を始める前と、最終日に同じ体力測定をいたしました。まだ、その結果が集約できておりません。

今、参加していただいた皆さんに、どういう変化があったか、どういうことだったかというアンケートをとるようにして、今日ですか、送るようにはしておるところなんです。

ですから、年内には集まるようにはなってくると思うんですが、今、その結果が出たというものはありません。

以上です。

渡辺委員長  
熊高委員

熊高委員。

ぜひ、そういった取り組みで、数字的に目に見えるような取り組みをしていただきたいと思いますし、16年度では、そういうことはなかったということだというふうに理解をさせていただきますが、取り組みのときに、専門的な指導者、そういったものが多分、ついておられるんだというふうに思いますし、以前から、教育委員会あたりへプールの利用促進については、いろいろと意見を申し上げておりましたが、そこらとの連携も含めて、どうするのかというようなこともあろうと思いますが、プールについては、いまだに使用者についての年会費等の取り組み、そういったものもまだ、教育委員会自体は検討しておるけどもやってないというような状況もあるようですが、そこらとの連携も含めて、特に、さっきいろいろ取り組みもされておることの中で、利用の申し込みが、吉田の方しかなかったということですが、具体的には、その取り組みの中で、バスの利用方法とか、そういったことも含めて提案をされたのかどうか。

交通の確保ができないと、なかなか利用しづらいというところもあろうと思います。そこらも、視点をたくさん持った中で、取り組みをされたのかどうか、そこらも再度、お伺いしたいというふうに思います。

渡辺委員長  
川井保健医療課長

川井保健医療課長。

取り組みをどうしたかというご質問でございますが、まず、吉田の温水プールに行くには、どういたしますか、年寄りの方、自家用車の運転される方もありますが、そうした交通手段を持ってない方が多々あります。

一番初めに話をいたしましたのは、ちょっと元に戻りますが、吉田でやった教室については、ふれあい号の運転をお願いしたんです。これで送り迎えをしたわけなんです。まず、基本的に考えたことは、デイスサービスではありませんので、庭先までは迎えにはよう行きませんと。その集落の主だったところにお集まりくださいと、そういうことで始めました。

それで、旧6町にもそうした思いで伝えたんですが、プールということがまだ頭にピンときてなかった方が多々あったんであろうと思います。ですから、このことをいかにしてPRし、健康水中ウォーキングが体になくなるんだということを、保健師、ことあるごとにPRするようにし

ていきたいと思います。

また、インストラクター専門者がついてたのかというご質問ですが、水中ウォーキングにしても、何にしても、素人でやると逆効果が出るといわれております。無理な運動をいきなりするということで。ですから、インストラクターの方で、基本的な運動の仕方というものを、まず身をもっていただいて、習っていただいて、その後は、逐次、自分で健康管理にも努めていただきたいと思います。

ですから、うちの方の事業は、今回、第1回目をやります。第2回目をやりますよということをやったとしたときに、1回目の参加者も2回目の参加者も、同じではおもしろくないという気が起こっています。できれば、変わった方に多数参加いただきたいというのが、主務課の考えであります。

ですが、そこまでいくかどうかというのも、18年度について疑問を抱えているところであります。

以上です。

渡辺委員長  
熊高委員

熊高委員。

積極的な取り組みをされておることがよくわかりましたので、ぜひとも引き続いてやっていただきたいということと、同時に、職員の皆さんも経験するということが1つの大きな理解につながるというふうに思いますので、ぜひとも職員の中でそういった体験ができるようなプログラムを組んで、福祉保健部、あるいは関係部署の教育委員会の皆さんも含め、まず実際に使ってみるということも必要であろうと思いますし、さっき、川井課長さん言われたように、プールの機能の部分が、かなり難しいんだということであるんですが、これは行政がつくったわけですから、責任において、どういうふうに活用するんかということも含めて、これはもう、考えていくしかないと思いますね。

我々議会も含めてつくったものですから、使いにくいからどうしようもないということじゃ、市民に対してものを申すことはできんと思いますから、そこらも含めて、一緒に考えていければなという気がいたしますので。まずは、その現場で体験するということも含めて、川井課長さんもぜひやっていただければというふうに思います。一緒に、ぜひいきましょう。

渡辺委員長  
熊高委員  
渡辺委員長  
川井保健医療課長

答弁、よろしいですか。

ええ、いきましょうということなら。

川井保健医療課長。

職員が経験したかというご質問でございますが、残念ながら、私は入っておりません。ですが、吉田におります保健師は大半行っております。教室を始める前に、行ってくれということでプールの方へ入って、かなり身長の高い保健師もおるわけですが、それが沈みかけたんですよ、帰って報告もしておりますし、じゃあ、もうちょっと水深下げてもらいたいよということで、始まる前に、何センチかは下げたいただ

いたんですが。

次年度から、議員おっしゃいますように、我々保健医療課が、ターゲットとこっちあ申しわけないんですが、対象にするのはどうしても高齢者と。壮年といいますか、青年というのは、自主活動というような形でご利用いただきたいんですが、老人の方については、高齢者の方については、そうした機会もないようでございますので、うちの方が手当をしなければならぬと思っています。

ですが、これについては、かなりの費用がかかります。交通費について。

プールの使用料400円要るわけなんですけど、これはすべて個人負担をいただいております。うちの方が見ましたのは、そこに行くアクセスのふれあい号の使用料、燃料代、それとインストラクターの講師料、これを市の方でもたせていただきました。

この方針で、18年以降も進めてまいりたいと思いますし、吉田のプールは、どうしたら使いやすくなるかということ、事業団が管理してまますので、そこの方の事業団の方との話し合いもいたしておるところであります。

できれば、事業団が交通手段まで面倒を見てくれるのが、うちの方は一番やりやすいわけなんですけど、委託と言いながら、事業団の方へお願いしたわけなんですけど、30人近い方がいらっしゃいますと、うちの保健師が目を離すことができません。ですから、絶えず、事業団の方も何人か出てくれました。インストラクターもついています。うちの方の保健師が、必ず2名以上ついて、事業実施しております。

時間にして、延べで6時間ぐらいかかりますね。前後して。1回のものが。そういう覚悟でやっておりますので、また委託すると言いましても、安全というのを第一にやらなくてはいけませんので、委託して受けてくれるところが、それだけのものを、体制を組めるかどうか、今後の話し合いの中に残ってくると思います。

以上です。

渡辺委員長 ほかにございませんか。

入本委員。

入本委員 成果表の142ページのところに、人間ドックというのは、非常に必要性を感じる人と、医者嫌いの人で、全く感じない人があるわけなんですけど。

実際にこれをやられて、早期発見の成果、追跡調査的なものはどのようにしておられるんでしょうか。

渡辺委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 手元に何件、胃がんで何件、何で何件という数字は手元に持っておりませんが、一番簡単に言えば、乳がんの要検査というような方ができるわけです。過去においては、結果を出たのをはいと渡して、また再検査へ行きなさいよというようなことで済んだようでございますが、去

年度から、そうしたがんの疑いのある方には、乳がんでも、これについては、保健師が戸別訪問をして、早期に精密検査に行くようにということで行っていただいております。

また、ちらりほらり聞くのに、総合検診でかかったんだと。かかったという言葉は悪いんですが、要検査という通知が来た。総合検診の要検査で来たんだから、これはほっといてもいいんだというような住民の方がいらっしゃるようです。

と申しますのが、ドックと違いまして、総合検診につきましては、間接撮影ということで、胃がん、肺がん等についてはやってまいりますので、読影という技術がかなりのものを要求してまいります。ですから、何でもかんでもみな、引っかかるんだろうというような思いを持っておられる方がいらっしゃるんですが、それは違いますよ。もう要検査ですよと言ったら、すぐ行きなさいということで行くんですが、何人かの方は、がんの宣告を受けて帰られとるようです。それが何%というものは、うちの方には、確実なものは持ってないと思います。

以上です。

渡辺委員長  
入本委員

入本委員。

こうして補助金出して、今のように国保の運営に安定するというような位置づけもあるわけでございますので、やはり、これは受診者の追跡調査しての、この投資的効果をねらうためにも、やはり個人的な名前は別として、どれだけの成果があるというものは、担当課として把握しておく必要があると思っておりますが、そのあたりはどのように思われますか。

渡辺委員長  
川井保健医療課長

川井保健医療課長。

追跡調査というものは、必ず必要だと考えております。

今現在やっておりますのは、大腸がん、直腸ですね。直腸がんあたりは、県の方へ報告がいきますので、その方から再検査に行かれましたか、行かれませんでしたか。なぜ行かれませんでしたかというようなアンケートもとっておるようであります。

ですから、この追跡調査というのは、今後、予防という観点からも必要になってきますので、これは今後の重要課題として考えていきたいと思っております。

以上です。

渡辺委員長

ほかにございませんか。

山本委員。

山本委員

成果に関するところで、140ページの中ごろにもあるんですが、出生率が非常に、全国的にこれは低下しておる問題で、非常に国をあげて問題化されとるわけですが。

16年度は201名というふうに聞いたわけですが、出産一時金、育児一時金等につきましても、安芸高田市として、他市と比べた場合に、どのようにとらえておられるのか。

どうしても、一応、人口はどんどん減少している中で、やはり子育て

を支援していくという意味においても、育児に関する出産の一時金というものが、他町と、他町言いますか他市と比べて、あんまり考え方が違うようでもいけませんので、この16年度の経過を見て、17年、18年でどのように取り組んでいかにやいけんというものを、どこかで考えがなけにやいけんと思うんですが、そこらはどのように、この決算の状況でとらえておられますか、ひとつ伺います。

渡辺委員長

川井保健医療課長。

川井保健医療課長

ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、議員おっしゃられたのは、出産一時金の30万がもうちょっと上げられんだろうかという思いでとらせてもらってもよろしいでしょうか。

山本委員

他市と比較した場合に、どのようにとらえとるかということ。

川井保健医療課長

大変失礼いたしました。

この30万というのが、法的に担保された金額であります。ですから、うちが独自に上げるという思いは、今のところ持っておりません。法的なままと。

それで、もう1つあったと思うんですが、出産一時金ですが、これは30数名と。31名で、なくなったのが100何件だったのですかな。345件。それで出産が30何ぼで、1割前後という数字の違いですよ。

国保に加入しておる率が、さっきも話がありましたように、世帯で約6割ですか、6割ぐらいの世帯が加入しておるわけなんです。あとのこの6割というのが、若い人は割に少ないと思うんです。ですから、出生、年間31ということになれば、月は幾らになりますかね、3名ですか。3名ぐらいですが、市の中で生まれるのは、それ以上。何ぼ生まれているかわかりませんが、その数倍生まれていると思うんです。

ただ、国保の加入者の年齢の違いで、死亡と出産の差が、極端なものが出ていると思います。

以上であります。

渡辺委員長

山本委員。

山本委員

いずれにいたしましても、出産率を考えたり、人口の増という考え方についたときに、やはり、このことも十分、考え方を持っておって、そして出産率の向上を上げるという方向性も見出す必要があるんじゃないかと思っております。

以上です。

渡辺委員長

ほかにございますか。

川角委員。

川角委員

1点だけ伺いをいたします。

この主要施策の中の140ページで、総括の中で、レセプトの点検の充実強化が挙げられているわけですね。このことによって、国民健康保険の事業が安定化するんだと。法制医療をチェックするためには、非常に大事な、1つのセクトであるというふうに思っております。

ここで充実したということは、合併前の15年と16年で、どのぐらい人

数が充実されたのか。あるいは、ここで支出として961万2,000円というのが16年度で支出をされておるわけですが、これの推移いいますか、以前とどれくらい、ここは増加されたのか、そこらでまた、効果として、あるいは件数として、どのくらいのものが、今、これで検証されよるのか、ざっとでええんですが、細かい数字はええんですが、教えていただきたい。質問いたします。

以上です。

渡辺委員長  
川井保健医療課長

川井保健医療課長。

それでは、お答えいたします。

レセプト点検員の件でございますが、人数がどういうふうにならなってきたかということですが、16年度につきましてのレセプト点検員の人数は、旧町で行っておりましたレセプトの点検員の人数を、そっくりそのままで行っています。ですから9名です。9人でのレセプト点検をやっております。

その費用が、962万円という数字だがということなんですが、これは国保だけの数字でありまして、一般会計の老人の方にも何カ月か入っていると思います。

これは、16年度の嘱託という、非常勤職ですか、17万2,000円だったですかね、月額。こういう固定でやっておりますので、かなりの金額が出ております。これは、17年度については、是正がなされたと思いますので、金額、ぐっと下がっていると思います。

17年度については、3名減の6名体制で行っております。

その効果といいますのは、委員おっしゃられますように、医療費の適正化、これはお医者さん、ドクターへの牽制、言葉は悪いんですが、牽制の1つにもなっております。また、不法請求といいますか、行ってもないのに行ったというようなことを見つけるのにも役立っております。具体的に、何件かはそうしたもので指摘させてもらった医療機関もあります。これは、直接にうちの方から行った医療機関もあります。これは、大体うちの方から行くんでなしに、連合会、基金の方から注意していただくのが筋なんですが、安芸高田市内でそういうのがあれば、これは目につくものはうちの方で行きます。

レセプトの件数ですが、ここに定かな件数は持っておりません。ですから、このレセプト点検をすることによって、保険税ですね、医療費の抑制になりますので、かなりの数値は上がっているんじゃないかと思えます。第1番には、お医者さんの抑制と、牽制というものが出てきておると思います。

以上です。

渡辺委員長  
川角委員

よろしいですか。川角委員。

内容については、十分理解できるんですが、この960万に対して、収入の面、これはどこらで、入ってどれだけの金額が、大体大まかに、大体これくらいは賄うくらい入ってくるんだというふうなものか、あるいは

は、その単市としての持ち出しがあるものか、この事業に対してですね。そこをひとつお聞かせをいただきたいと。

渡辺委員長 暫時休憩とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

午後2時59分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長 再開をして、ただいまの川角委員の質問に対して、答弁を許します。川井保健医療課長。

川井保健医療課長 ただいまのご質問でございますが、レセプト点検に対する費用対効果で、どれくらい市の方に入っているのかという質問だったと思います。

決算書の164ページをお開きいただきたいと思うんですが、国保の財政調整交付金というのが目でございます。その中の節に、特別調整交付金というのが1億9,094万7,000円というものが上がっていると思います。

このうち、原爆医療費の多寡、結核精神医療費の多寡、この2件のものについての収入が、レセプトの点検をしていく中で、こうした金額の特別調整交付金という形で入ってきております。

単純にいえば、これだけの金額以上のものは出ているという判断をいただいても結構だろうと思います。

以上です。

渡辺委員長 よろしいですか。

川角委員。

川角委員 この事業については、支出もあるわけですが、それに大体見合うぐらいの収入も見込めるんだということであるようでございますので、これから大きな保健事業を進める中では、あるいはほかの医療機関との関係等もあろうと思うんで、適正な医療管理をするために、これからも十分、その点については充実を図り、適正に運営していただきたいということを要望して、終わります。

渡辺委員長 ここで、暫時休憩といたします。

この時計で3時15分までを休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

渡辺委員長 再開します。

収入役所用のため欠席でございます。

続いて会議を再開しますが、質問はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 140ページの主要施策の説明で、資格証明書と短期証明書を交付しておりながら、人数はあってんでしょうが、それで回復するだけの人数も

おっつかどうか。

ただ、それでこの資格証明書は、税金を納めん人はとらにやいけんよ  
うになっつるけえ、とるんですが、その弊害をどのように考えとつてか  
ね。もう税金を払われんから、資格、短期発行とか、取り上げるとか、  
保険証を取り上げるとかした場合に、その取り上げられた人は、もう医  
者へ行くお金もないから、辛抱するんやね。医者へ行くの。いよいよい  
けんけえ、行くでしょう。そうすると、ぐっつ医療費が上ると。

案外、この制度が医療費を上げるいう方向へ行くんじゃないかいうよ  
うな気がするんですが、その点はどのように理解しとるんですか。

渡辺委員長  
野村収納係長

野村収納係長。

ただいまの質問に対してお答えいたします。

この制度は、平成12年に、払う人と払わない人、これの差を歴然とし  
なければ、いつまでたつても払わん人が得するじゃないかということか  
ら、国会で法として通つたものでありますが、現在、税務課の方では、  
被保険者証を1年以上滞納したのものについて、返していただくといふこ  
とで対応をしております。

要するに、16年3月1日合併時点で47名の引き継ぎの中で、この資格  
交付者がおられましたけれども、これによって、最終的に26名になつて  
おります。1年間を通して。

どうしてこれを、数字が減つたかということではありますが、当然なが  
ら、滞納整理の一環として、個々に対応し、払える人については、分納  
誓約をしてもらいながらでも払ってもらふ。そして、短期の保険者証を  
発行して、納付管理をしながら、月々の納付を管理しているという、こ  
ういう制度をとつております。

それから、先ほど、払えない人に対して取り上げて、ますます税がふ  
えるじゃないかといつたご質問だつたと思いますが、こういう方につま  
ましては、うちがもう現実に調査をする中で、本当に払えないという方  
については、執行停止。法に沿つた対応をしておるところです。

以上です。

渡辺委員長  
岡田委員

岡田委員。

それともう1つ、今、私が問うたのは、払えない人が、取り上げら  
れた分は法に基づいてやりよるんやから仕方ないにしても、医者へかか  
る度合いが、保険証がないから、それは前から、病気が進んでかかるか  
ら、医療費がよけいかかるんじやと。はよ行きや、盲腸だつたと。切つ  
て1週間で出れるのに、我慢しとつたら、中でパーンなつたと。破裂し  
てやれんけえ、今度は入院が2カ月もなつたというようなことを、どが  
にい思つとつてかな思ふ。その方が高かつきやせんかのう、医療費かさ  
むんじやないかのうと、いふのは、何件かつかんどつてなら、それは参  
考になるだろうし、具体的には、そういうことは、うちはないとしても、  
例えば、他町とか県とかでそういうようなケースでどがにいつかんどつ  
てんかいいうのがわかれば、教えていただきたいな思ふ。

渡辺委員長 川井保健医療課長。

川井保健医療課長 ただいまのご質問でございますが、手当がおくれて医療費が高つくんじゃないかということではありますが、それは物理的にいけばそのとおりだと思います。ですが、その金額が幾らあるかということは、つかんでおりません。やはり、住民の皆さんの誠意ある対応を促したいと、こういうことだけありますので、行くのがおくれて云々ということがあるかもわかりませんが、それは自分のこととして、被保険者の方がご注意いただく事項だと思います。

以上です。

渡辺委員長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

渡辺委員長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

以上をもって、本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日10時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~

午後 3時23分 散会